

印

刷

第一章 戦時の印刷行政と終戦前後の通貨等の状況

第一節 戦時の通貨増発と印刷業務の増大^①

(一) 国内通貨の増加と製造通貨の種類の大増

昭和初頭から一〇億円の平均発行高を続けていた日本銀行券は、日華事変が始まってから徐々に増勢を強めて、一三年には二〇億に近づき、一五年には三〇億を超え、太平洋戦争に突入した一六年には四〇億を超えた。そしてこの増大のテンポは、生産の停滞にもかかわらず、さらに度を強めて、一八年には七〇億を、一九年には一二〇億を超えた。

このような日銀券の平均発行高の増加は、各月末の発行高、各年末の発行高の増加をも示すものであり、その増加発行に対処する銀行券の製造、準備についての作業量の増大を示すものであった。銀行券は鋳貨とは異なって、一定量の発行高を維持するためにも、常に交換用の銀行券の製造が必要であるが、発行高が増加すれば、その増加分と、増加分の交換用の銀行券の製造も必要となるので、銀行券の印刷製造の作業量は急増する関係にある。

表 1-1 日本銀行券発行推移
(単位：百万円)

昭和年	平均発行高	年末発行高	最高発行高
6	1,044	1,331	1,436
7	1,041	1,426	1,479
8	1,114	1,545	1,598
9	1,179	1,627	1,669
10	1,248	1,767	1,838
11	1,340	1,866	1,965
12	1,535	2,305	2,399
13	1,920	2,755	2,859
14	2,376	3,679	3,818
15	3,336	4,777	4,930
16	4,176	5,979	6,232
17	5,256	7,149	7,448
18	7,070	10,266	10,490
19	12,050	17,746	17,872
20	30,118	55,441	55,441

出所：『昭和財政史』第9巻「通貨」, 巻末資料。

る特色であり、銀行券の種類を増加を裏付けるものであった。

すなわち、一二年までの日銀券発行高は十円券が支配的であったが、一三年以降では百円券の比率が高まり、一八年末には百円券が三分の一余を占めるようになった。一二年度の製造高の急増は百円券の製造によるものであった。また、一三年度以降では二百円券の製造によるところが多く、一六年度には千円券を製造した。これらの二百円券、千円券は終戦までは市場に流通せず、製造発行が告示されたにとどまったが、通貨の急増過程で政府が銀行券の供給に支障をきたさないように配慮した事情を示すものである。一七年度以降は再度、百円券と十円券とを中心とする製造計画が進められた。

銀行券の製造が高額券に重点を移したことのほかに、同額券の多種類化と小額の政府紙幣と日銀券の製造発行による通貨の種類が増大に触れておく必要がある。一七年の「日本銀行法」の制定、「兌換銀行券条例」の廃止によって、日銀券は兌換銀行券ではなくなったので、以後の日銀券製造に当たっては兌換の文字を消さなければならなくなり、その新措置に伴って、各銀行券について新種の銀行券が製造発行され、旧来の銀行券とともに市場に出された。また一三年の「臨時通貨法」によって五十銭の政府紙幣が発行された。これは銀地金の回収を直接の目的とするものではなく、小額通貨需要の増大、銀価の高騰等に処したものであったが、結局は銀貨は回収され、他の補助貨幣も回収されて、一九年から十銭、五銭の小額日銀券が製造発行されることになった。

(二) 軍用手票、各国銀行券等の製造

日銀券の製造高の増大は関係諸原料の調達増大、製造設備の増設を伴うものであり、製造作業量を増大させたが、高額券の相対的増大があったので、製造高の増大ほどには製造枚数は増加せず、それだけ作業量の増大は緩和された。それでも銀行券の種類が多様化は作業工程を増大させた。印刷局の作業量の増加はこの日銀券の製造によるだけにとどまらず、戦時の需要追加が次々とあらわれた。その主要なものが軍用手票(以下「軍票」と略称)と各国銀行券の製造とであった。

日華事変の拡大に応じて、軍票の製造の強化が必要となったが、一方、中国聯合準備銀行(一三年)、華興商業銀行(一四年)、中央儲備銀行(一六年)の設立による銀行券の製造業務が加わった。そして太平洋戦争に突入すると、南方各地に戦線が拡大するに依りて、それぞれの地域で使用される軍票の製造が求められ、泰国紙幣、ビルマ銀行券の製造も引き受けて、作業量は急増した。一七年度以降のこれらの製造枚数を表示すれば表1-4のようになる。一

表 1-4 外地・海外通貨製造枚数推移

(単位：百万枚)

	昭和17年度	昭和18年度	昭和19年度	昭和20年度
軍 票	2,938	9,412	2,442	134
朝鮮銀行券	47	79	157	36
台湾銀行券	28	12	41	8
満洲中央銀行券	309	157	247	43
中国聯合準備銀行紙幣			141	113
中央儲備銀行券	536	749	1,015	57
泰国紙幣	50	38	36	6
仏印紙幣			20	
緬甸中央銀行券			330	
計	3,911	10,449	4,432	400

出所：『大蔵省印刷局史』, 992ページ。

表 1-2 日本銀行券製造高推移

(単位：百万円)

昭和年度	一 円	五 円	十 円	二十円	百 円	二百円	五百円	千 円	計
7	7	83	149		43				282
8	8	101	162	6	58				334
9	7	84	312	7	42				452
10	7	122	313	5	316				763
11	8	119	482	14	102				724
12	7	89	426		1,190				1,711
13	29	192	810		300	2,000			3,331
14	25	263	972		1,500	1,000			3,759
15		118	2,253		1,100	1,000			4,471
16	3	198	1,628	117	1,580	4,820		2,500	10,846
17	6	163	1,581		1,000				2,751
18	26	331	2,721		1,462			5,600	10,141
19	13	174	3,192		15,929				19,309
20	31	118	8,680		66,446		10,373	12,830	98,480

出所：『印刷局長年報書』各回(『昭和財政史』第9巻, 92, 132, 172ページ)。

表 1-3 日本銀行券製造枚数推移

(単位：万枚)

昭和年度	一 円	五 円	十 円	二十円	百 円	二百円	五百円	千 円	計
7	702	1,656	1,488		43				3,889
8	770	2,013	1,617	30	58				4,488
9	720	1,674	3,121	36	42				5,593
10	690	2,430	3,134	27	316				6,597
11	762	2,376	4,815	72	102				8,127
12	705	1,771	4,257		1,190				7,923
13	2,900	3,830	8,103		300	1,000			16,133
14	2,500	5,250	9,717		1,500	500			19,467
15		2,360	22,530		1,100	500			26,490
16	300	3,960	16,281	585	1,580	2,410		250	25,366
17	650	3,276	15,810		1,000				20,736
18	2,658	6,632	27,213		1,462			560	38,525
19	1,342	3,488	31,929		15,929				52,688
20	3,129	2,368	86,805		66,447		2,075	1,283	162,106

出所：表1-2に同じ。

九年度以降の減少は必要度の低下によるものというよりは、現地自給計画への切替え、海外輸送の困難等が重なったことを示すものであった。

(1) 本編の記述は全面的に『大蔵省印刷局史』に依拠している。

表 1-5 銀行券等製造単価調(1) (単位:銭)

	18年度	19年度	20年度
五 銭(い)		0.33	0.33
十 銭(い)		0.37	0.37
一 円(い)	1.70	1.60	2.20
五 円(い)	2.40		
(ろ)	2.25	2.25	3.00
十 円(丙)	2.90		
(い)	2.70	2.70	4.92
(ろ)			2.90
(は)			1.50
百 円(乙)	5.20		
(い)	4.60	4.61	16.93
(ろ)		1.31	2.35
五百円(い)			3.44
千 円(甲)	6.00		
(い)			3.10

出所：『印刷局長年報書』各回（『昭和財政史』第9巻「通貨」, 175ページ）。

表 1-6 銀行券等製造枚数調(1-1) (単位:千枚)

	18年度	19年度	20年度
五 銭(い)		616,200	183,800
十 銭(い)		760,500	217,530
一 円(い)	26,580	13,420	21,684
五 円(い)	13,790		
(ろ)	52,530	34,880	13,577
十 円(丙)	11,070		
(い)	261,060	319,290	100,820
(ろ)			229,839
(は)			8,860
百 円(乙)	2,220		
(い)	12,400	117,190	48,628
(ろ)		42,100	551,271
五百円(い)			20,747
千 円(甲)	5,600		
(い)			12,830

出所：同上, 173ページ(20年度は新種を含まず)。

増大に対処するものではなく、戦局の悪化による内地の戦場化、国土分断に対処する非常対策であり、発行銀行券の交換用に準備するのではなく、国内に分散備蓄して非常事態に備えようとしたものであって、一般的な流通を予定したものでなかった。緊急に増刷体制に入ることが求められたので、従来の銀行券のような紙質の保持と印刷の精密を期すことは困難であった。そのためにまず製造に着手された百円券は、輪郭、文字、肖像を黒とし配色を減じたので暗い印象を与えるものになった。この銀行券は終戦前に各地の日本銀行支店に分散備蓄された。

この国土分散対処方策のほかに、二〇年に入って二月には印刷の枚数を省いた銀行券の製造計画が立てられた。この計画では従来とは異なった寸法統一が組み込まれ、五十円券以上の高額券と十円券以下とは、それぞれ縦の寸法を

第二節 戦局の悪化と国内分断対応策の推進

(一) 銀行券等印刷量の増大と質の低下

昭和一九年になると戦局の悪化は明らかとなり、海上輸送は急速に困難の度を強めて、満州をはじめ海外の銀行券等はいわゆる現地自給の方針で製造計画を立てるにいたり、一方、国内においても物資調達は困難の度を強め、急増する銀行券等の製造の要求をみたすことがむずかしくなった。資材の節約、製造工程の簡略化はすでに一八年から計画され、二月の「通貨等製造確保実施細目」の閣議決定にもとづいて、凹版刷の回数減少、図案の変更等を検討して、一八年一二月告示の十円券、五円券、一円券についてはその一部が採りいれられ、紙質も低下した。同様の措置が一九年三月告示の百円券についても実施されたが、一九年一月からは、さらに製造工程の省略を進めて番号を廃し記号だけの銀行券とし、記号も印章と同じ赤色とした。この結果、一八年度から製造に入った銀行券の製造単価は低落し、それが一九年度に引き継がれた。

このような銀行券の印刷の簡略化による供給量増大方針により、印刷量の重点は十円券の印刷から漸次百円券へ移されたが、それは戦局の悪化による諸対策の計画にさらに明確に示されることになった。

(二) 準備銀行券の分散保有

昭和一九年九月に決定した「通貨製造緊急対策」により様式を簡素化した高額券の多量製造計画は、国内通貨量の

同一にし、横の長さだけを変えることにした。これにより原版の規格品化を図り、すき入れ等の流用の余地を広げ、用紙もみつまたの利用度を下げることにした。

これらの計画による緊急対応の銀行券の製造は、百円券が一九年度中に始められ、続いて十円券に及んだが、その製造単価は一八年度以降の工程簡略化の場合に比してさらに著しく低下した。緊急対策による銀行券は終戦直後八月一七日に発行告示され、国内に流通したが、それは百円券、十円券にとどめられ、この計画による千円券、五百円券は印刷されたものの未発行に終わった。また新形式の戦時緊急券「は十円券」が製造されたが、これも同様に未発行に終わった。

第三節 終戦後の通貨の増大と通貨補填措置

(一) 終戦後の通貨急増事情

戦時の通貨増大傾向は二〇年に入ってそのテンポを速めたが、八月一五日の終戦の詔書発布後一挙に爆発的に増大し、八月末の日本銀行券発行残高は四二三億円を超え、七月末の二八四億五六二万余円に対して五割近い急増を示した。この急増は昭和二年の金融恐慌の際に三月末の一三億五五〇三万余円から四月末の二〇億三七〇六万余円へ五割余増大して以来のことであり、まさに金融恐慌に準ずる非常事態であった。

この通貨の急増は終戦に伴う一時的要因による性格が強く、それが九月以降にも引き継がれるものとはいえなかったが、通貨当局はこの急増通貨対策に追われることになった。通貨増大の一時的要因には終戦による復員軍人に対する支給給与が現金で支払われたことと、臨時軍事費等の決済資金需要が一時に集中促進されたことがあった。復員軍人に対する支給は旅費（給料三カ月分）と退職手当（給料一年分）と決められ、現金支給をしたが、処理の間に合う地域については、一〇〇〇円を超える額については三カ月の約束手形で支給する方式をとった。復員軍人の数は内地（陸軍）で二〇〇万人を超える多数であった。それがほとんど八月中に処理された。

八月中に急増した通貨はその後増勢を示さず、九月末、一〇月末の日本銀行券の発行残高は四一四億余円、四三一億余円とむしろ従来の増加趨勢からみれば停滞し、一一月末でも四七七億余円にとどまった。終戦直前まで軍需生産

強化一本で進められた国内経済体制が、終戦を境にして軍需生産を停止する体制に転換し、軍需生産に伴う資金需要が消滅したことが、現金通貨の増発に結びつかなかったとみることで、一方、戦後の新しい経済運営について政府も民間もまったくメドが立たず、軍需にかわる新しい資金需要がまだ現われなかったこと、それに戦時中に抑制されていた購買力が戦後に一挙に顕在化するというおそれも現実化せず、金融機関の預金に特に変化がみられなかったこと等が、通貨が八月末まで急増したあと三カ月近くも横這い状態であったことの主要な条件と考えられる。

しかしながら、軍需生産停止後の各産業の対応は、事業解散をする企業も多く、従業員解雇に伴う退職金供与等の現金需要が、金融機関の貸出増加を導く力となっていた。また終戦後の事態急変による混乱から、徐々に内外の情勢を理解し、生活設計の方向を見いだそうとしていた国民にとって、わが国の経済条件のきびしさは、生活の不安感を高めるものであり、ことに食糧についての不安は米作の極度の不振が知られることによって助長された。

生産不振が続く過程で、年末にかけて通貨は増加テンポを高めて、従来の各年末の通貨増大と同じように通貨量は増大し、年末の発行残高は五五四億円を超えた。通貨増大要因については、金融機関の預金の減少が現われ、貸出の増加による通貨の増大という通常の型とは変わったものになった。

(二) 日本銀行券の緊急増刷

終戦に伴って、これまでかなりの能力をさかなければならなかった朝鮮銀行券、台湾銀行券等海外諸地域の銀行券等の製造の必要がなくなり、また国土分断に処するための備蓄銀行券の製造の必要もなくなって、銀行券の製造は正常な日本銀行券に一本化されることになったが、既述のように終戦後の僅々半月の間に現金通貨の需要が急増する状況にあったので、大蔵省は急遽その対策を立てなければならなくなった。

たまたま海外諸地域の銀行券等の製造を中止したので、その諸設備、用紙を日銀券の製造にふり向けることにしたが、良質の銀行券を多量に印刷する余裕がなく、転換施設で一九年三月告示の百円券、一九年一月告示の十円券の製造をしたが、不足分は戦時緊急の分散備蓄用の百円券、十円券をあてることにして、八月一七日にその発行を告示、製造を続行し、さらに準備中の千円券、五百円券の製造に当たった。この間の事情は九月二四日提出の印刷局長報告「終戦直後措置したる事項」に明示されている。¹⁾この緊急増刷に当たってはまず百円券に重点が置かれたが、十円券については二〇年二月に銀行券の寸法、株式等を新規格とすることにした新方針に従った小型の新券の製造も始められた。また戦時の臨機の措置とされた民間会社への製造委託も続行活用された。

八月中に爆発的に急増した通貨の増勢も九月に入ってからは一服し、銀行券を大量に製造しさえすればよいという事態ではなくつつあったが、一方では本土に進駐してきた連合軍将兵の使用通貨について軍票使用回避の努力を重ねた大蔵大臣以下の成果により、無制限に連合軍の必要通貨を提供することになったので、通貨の価値維持の責任が強まったこともあって、銀行券の質の保全問題が生じた。九月二〇日の津島大蔵大臣の滝野川工場視察で緊急増刷の銀行券の紙質等の粗悪さが指摘され、銀行券製造の方針を質の向上に切り替えることになった。この結果、前述のように新方式による十円券は日本銀行に引き渡されたものの、発行告示もなく流通のない未発行の銀行券となった。また準備が進められた千円券、五百円券も一月には刷り上がったけれども、高額券としての質が不備なこともあって、発行告示のないまま人びとの眼に触れずに処分された。

(一) 終戦直後措置したる事項(二〇・九・二四)

終戦に伴い日銀券の需要激増せるを以つて、従来外地券の製造を為し居りたる官民の抄紙及印刷設備を、挙げて日銀券の製造に振り向けることとしたり。即ち用紙に付ては当局の酒匂工場及西大寺工場の外、民間の三菱中川工場、巴川用宗工場及西野工場を全面的に動員し、印刷に付ては当局工場及民間の従来外地券を印刷し居たる、凹版及凸版印刷設備を、「い百円券」(凹、凸版)及「い十円券」(凹、凸版)の印刷に転換せしむることとしたる外、尚急速なる増刷を図る為、さきに準備し居りたる緊急券(平版)「ろ百円券」、「ろ十円券」及新規図案の緊急券(平版)、千円券、五百円券等を印刷することとし、政府工場の外、民間の凸版印刷板橋工場、同大阪工場、大日本印刷市ヶ谷工場、同新発田工場、同秋田工場、東京証券印刷王子工場、同小田原工場等を動員し着々製造中にして、百円券は既に大量製造の軌道に乗り、引続き千円券、五百円券、十円券、五円券、一円券は相次いで製品の大量出来を見る予定なり。

第二章 新種銀行券発行計画と金融緊急措置

第一節 新種銀行券発行計画

(一) 新種銀行券発行計画の背景と印刷局による銀行券等の受注統制廃止

銀行券等の印刷については、明治以来の伝統で、政府の印刷局がこれに当たり、民間会社に発注することがなかった。たが、戦時の需要急増で、昭和一九年以降はその一部を民間会社に依頼する非常措置をとり、戦後の銀行券の増刷に際しても、平版刷の百円券、十円券についてはその多くの部分を民間に製造させていた。一九年以前においても作業の一部を場外作業として民間に下請けさせることはあったが、銀行券そのものの印刷を依頼することはなかった。

この民間印刷会社発注については、政府の通貨印刷計画に基づいて、印刷局が銀行券の製造の一元統制運用をすることになっていた。ところが、戦後の民間依頼の度が強まる過程において、銀行券の需要急増が予想されたこともあり、他の理由も加わって、この印刷局による一元統制の方式が変更され、一〇月二五日に新しい方針が金融局に

よって示された。その方針は、

- 一 印刷局による通貨等の受注統制を廃すること
- 二 日本銀行券の新図案を作製すること

であり、その実施要項として、通貨等製造計画の金融局決定、通貨製造発注の需要者直接制、受注者の製造責任制、製造技術の公開交流等による能率の向上、通貨製造委員会の設置の五項目を挙げ、日本銀行券の新図案の作製に関しては、(1)趣旨：新時代に即応するさん新図案を作成すること、(2)券種：一円、五円、十円、百円、五百円、千円、(3)印刷仕様：表平版二回程度、裏平版一回程度、他に五百円以上、印章、記号番号、百円以下、印章、記号、(4)作成担当者：印刷局及び民間主要印刷会社——凸版印刷、大日本印刷、共同印刷、東京証券印刷——にそれぞれ各券種につき一枚以上作成させること、(5)提出期限：昭和二〇年一月一五日、(6)提出先：大蔵省金融局長、という内容であった。

この印刷局による一元統制方式の廃止については、印刷局から金融局に強い反対の意向が示されたが、新図案による日本銀行券を急遽製造する方針を貫くためには、金融局による通貨製造計画の把握が必要であった。銀行券製造についての印刷局の伝統と自負心を考え、津島大蔵大臣の粗悪銀行券製造回避の指示を考え、さらに銀行券の変更がたとえ新時代即応の措置であるとしてもその図案等の考案検討にかかる時間を考えれば、この金融局決定の新方式は無理な面が多々あった。そして、この新方針は占領軍当局の指示によるものでもなかった。

これら新方針の必要の骨組は、次のように要約できる。終戦後の通貨急増のために民間印刷会社へ銀行券製造の分担依頼をしているが、その度合が著しく高まることが見通される。その作業急増は新種銀行券の製造という新しい仕

事の追加によっている。しかもその新種銀行券の製造は緊急を要し、従来の銀行券によってはその目的を達せられない。この計画を確実に進めるためには、企画から実施までを総括把握する行政部局が必要である。以上の骨組が、結局何を目的とするものであるかについては、この一〇月段階では財産税賦課のための通貨切替措置とみるのが妥当であろう。

(二) 新種銀行券の図案審査

通貨の図案については、鑄貨の公募がすでに何度か行なわれ国民に親しまれる補助貨幣のイメージ作りに効果をあげていたが、銀行券については製版技術の関係もあって、明治以来すべて印刷局内部で考案され、製版されてきた。時代による変遷はあっても、わが国の銀行券には共通の雰囲気があった。一月一五日を期限として、民間印刷会社四社にも各券種について一枚以上の図案作成を求めたのは、終戦を機に従来とは多少性格の異なる銀行券の出現を期待したものといえよう。前述の理解によるならば、従来の銀行券との識別を明確にするための手段とみることもできる。

短期間の余裕しか与えられなかったが、この指名公募に対して凸版印刷から二五券種、大日本印刷から一三券種、共同印刷から六券種、東京証券印刷から三券種、そして印刷局から六券種、合計五三券種の図案が提出された。印刷局がわずかに六券種にとどまったのは、銀行券に不可欠な肖像を求めたためであった。

図案の審査には大蔵省から四名、文部省から一名、印刷局から三名、日本銀行から三名、それに画家として杉浦非水、藤田嗣治が加わり、計一三名がこれに当たった。応募図案はまさに従来の銀行券のイメージから脱したものであり、銀行券として必要とされてきた技術条件に適するかどうかの制約から脱したのも多く、従来の基準による審査

にはなじまなかつた。印刷局の応募図案はすべて選からはずれた。そして凸版印刷の応募図案の中からすべての券種の選定がきまつた。

一円券には武内宿禰像、五円券には肖像なしの唐草模様、五百円券には広隆寺の弥勒菩薩像、千円券には新薬師寺の伐折羅大将像の図案が選出された。新図案では、これまでの銀行券の図案が券面額の文字を中心に左右に肖像と建物物を配し、この三者を輪郭で囲んでいたのに対し、金額文字と肖像を左右に配してそれぞれに輪郭をつける方式のものが現われ、構成が一変した。

(三) 新種銀行券決定の経緯と銀行券製造工場管理問題

新種銀行券の図案審査が終わつたので、大蔵省はただちにその製造準備に着手したが、この審査決定の実行には多くの障害があつた。その第一が一月二八日の連合軍最高司令官の覚書であり、その覚書にもとづく承認の過程で当初の計画を大幅に変えなければならなくなつた。覚書の要点は、

一 日本国政府は最高司令部の事前承認なくして、その種類もしくは系列の如何を問わず日本銀行券、政府紙幣、補助貨幣その他如何なる通貨といえども、新に印刷もしくは発行すべからず。またその印刷、発行を許可すべからず。

二 新種もしくは新系列の銀行券、政府紙幣、その他通貨の計画もしくは立案は、希望する新券、新通貨発行の理由および種類ならびに金額を述べたる完全なる報告を、あらかじめ最高司令部に提出することなくして着手すべからず。

であり、それはまさにこの新種銀行券の発行計画の提出を求めるものであつた。そしてこの覚書の意図が通貨増発の抑制、高額券発行の回避、高額券印刷についての質の確保を求めることにあるとの意向が伝えられた。

この覚書によって、政府の新発行計画がそのままでは承認されないことが明らかであつた。千円券、五百円券はこれまで事実上発行されておらず、しかも凹版印刷ではなく平版印刷による発行計画であつた。かくて急遽当初の計画を変更して券種を一円、五円、十円、百円の四種に限定し、その図案も一円を二宮尊徳像、十円を伐折羅大将像、百円を弥勒菩薩像に切り替えて、二一年一月から製造に着手することにして、一二月一二日にその承認を求める書類を提出した。

この承認要請に対し、司令部からは十円券、百円券の肖像について異議が示された。政府としては公募図案によるとする立場をとつていたので、この異議に対する処置に苦慮したが、結局、百円券については聖徳太子像に替え、既発券との混乱を避けるために表面中央下部に朱色の天平雲と桜花を配することにし、十円券については国会議事堂の斜面図を肖像と入れ替えることにして、修正付加条件の承認を求める書類を提出した。

新銀行券の製造を急ぐ政府は、これらの申請に際して、新年初頭からの印刷着手の希望を記し、早期の承認を求めたが、結局その希望は容れられず、「通貨製造計画に関する許可」の覚書が政府に渡されたのは、二一年一月九日であつた。

新銀行券の印刷発行についての障害の第二は、印刷工場についての条件である。二〇年一〇月二五日の金融局の方針は民間印刷会社の印刷能力を大いに活用する方向に切り替えるものであつたが、一月九日の覚書の第四において、この政府の方針とまさに正反対の方向が指示された。すなわち

四 日本銀行券が日本国内に散在する一四の工場、しかもその内民有一〇工場において引続き製造されることは、望ましくないことと思料する。

よつて日本帝国政府は銀行券の製造計画が、専ら政府の管理施設で、慎重に選定された政府職員の監督下においてのみ遂行

されるようにするため、新銀行券の製造に利用される全民有工場を、即時賃借または買取すべきものとす。

日本帝国政府はこの製造計画の生産諸条件の許す範囲内で、能う限り右に要すべき諸施設を、最小限の設備に集中すべき方策を講ずべきものとす。

とあった。司令部の承認によつてただちに新券の印刷にとりかかろうとした政府にとっては、非常に大きな衝撃であつた。

しかし新銀行券の大量生産は政府にとつて至上命令の課題であつたから、司令部指示の条件の制度的体制整備を進めることを検討しつつ、一方では当面の課題を果たす手段を探り、民間工場の賃借、買取には至らないまでも、銀行券製造の民間工場を政府の管理工場とし、監理官を常駐させることで官営工場同様の政府監督下に置くことにして、ようやく司令部の諒解を得た。その方向は、二〇年一〇月に金融局に対して印刷局が示した銀行券製造管理方式よりもはるかにきびしい政府の一元的管理体制の確立を約束するものであつた。

第二節 金融緊急措置と新円証紙の印刷

(一) 金融緊急措置の背景とその実施時期の繰上げ

二一年二月一七日の「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」は、金融機関の預金を封鎖し、一定期間の猶予を置いて現行日本銀行券の通用を否認し、新様式の銀行券に切り替える措置をとるものであつたが、この措置は直接的には急騰する物価を抑制するためのインフレ対策と財産税賦課のための手段とされており、間接的には購買力を抑制すること、急速に深まりつつあつた社会的経済的混乱を收拾する一助とするものであつた。このように、金融緊急措置は単一の経済施策ではなく、政府の経済総合対策の一環としてとられたものであつたが、他の諸対策が適確な手段と明確な効果を示さなかつたのに対して、金融緊急措置はその実施について全国民の協力と確実な認識を求めたので、それだけの単一の施策とみなしてこの問題を取り扱うことが許される性格の施策であつた。またそれは終戦後の施策らしい初めての明確な意図をもつた計画的な総合施策であつた。

政府はこの施策の手段となる新種銀行券の製造について極秘の準備を進め、その実施時期を二一年六月として各般の計画を立て手続きをとる努力を重ねたが、年末から年初にかけての経済状況の急進展により、その実施時期を早めなければならなくなり、実施繰上げの成否が政府にとって決定的に重要な課題となつた。既述のように新種銀行券印刷の承認が出たのは一月九日であり、しかもその印刷について政府工場以外によることが原則としては承認されな

ったので、それから一カ月余のうちに新種銀行券との切替えを条件とする金融措置が可能であったことは、常識では理解できないことである。それを可能にしたのは、新銀行券の供給が可能になるまでの間、既存の銀行券に証紙を貼付して流通させるといふ臨機の処置をとったことよっている。この証紙活用については後述に譲って、金融措置実施の繰上げが必要となった事情について一瞥しておこう。

戦後の措置として財産税の賦課が不可避であることは税務当局でも早くから認識され、その具体的検討が始められていた。そして戦後渋沢大蔵大臣は戦時補償との関係で、いわゆる「払うものは払い徴るものは徴る」という表現で財産税賦課を公言していた。問題はその時期、税額、徴収方法にあった。多くの国民は何ほどの財産税は予想しえたものの、どのような方法による徴収かに思っていた人はごく一部に限られていたと考えられるが、財政当局にとっては確実な課税方法を準備することが責務であった。準備の一つが新様式の銀行券の製造であった。

戦後のインフレーションがはげしいものになるであろうことは、いわゆる常識といってよかった。第一次大戦後の諸国の経験があり、戦時中に抑制されていた購買欲は、物資不足のもとで爆発的に増大するおそれがあった。国債の処分、預貯金の引出しが警戒される問題であり、それを察知して終戦のその日に広瀬大蔵大臣はモラトリアムは行なわずとの声明を出したのであった。終戦後の一時的通貨急増はあったが、その後三カ月近く小康状態が続いた。経済が安定していたのではないことは生産、生活（配給）、就業、輸送などの部面でも明らかであり、いずれこの小康状態は崩れるものと理解されていた。それでもこの小康状態の時期に、総合的な対策を早期に実行しなければならぬとの認識はなかった。臨時軍事費の支払停止、賃金・物価の統制強化等の司令部指示が個別的に示されていた。

小康状態転換の衝撃は食糧難のおそれが強まったことによった。米作の極度の不振が、食生活の乏しさに耐えてき

た国民の不安をかきたてる材料であり、それを誇張する報道もあらわれた。この不安のなかで通貨への需要が高まれば、その増勢を抑えることが困難なことは、政策を担当する者の常識であった。政府は一方で食糧輸入を司令部に懇請し、米の供出強化、配給の確保の努力を続け、他方で通貨急増を未然に防ぎ、さらに通貨価値の安定を確保する方策を検討した。それらの施策は急速に実行されなければならなかったし、各方面への影響を考えれば極秘のうちに進められなければならなかった。この対策が議論検討の段階から実行の段階に移ったのが、年末から年始にかけてであり、金融緊急措置の問題は二一年新春早々に実行に移された。

(二) 新円証紙の印刷

新円証紙の使用が早くから予定され承認されていたならば、金融措置はもっと早期に実行され、それなりの効果をおげたとも考えられよう。しかし証紙を用いることは新種銀行券発行計画の当初において予想もされなかったし、政府はその決定を躊躇し、司令部も強く反対した。それは当初の予定を繰り上げて金融措置を実行しなければならなくなったことに対するまさに臨機緊急の措置であった。

新種銀行券の製造について、その種類、図案等の当初の計画を大きく変更しなければならなくなり、さらにその製造着手が大幅に遅れていたため、この遅れをとりもどして金融措置を早期に実現する便法が検討されていた。すでに財産税賦課のために、財産調査方法として預金通帳や保険証書等に申告済証紙を貼付することが決定しており、この方式を日本銀行券についても適用し、現存銀行券に証紙を貼付して新種銀行券に代用する案が、すでに二〇年内に検討され、大蔵省と日本銀行とはそれを実行することをきめていた。

二一年に入っただちに金融局から印刷局に証紙製造が依頼された。その措置は極秘であり、もちろん司令部への

連絡もなく、その承認もなかった。証紙の種類は千円、二百円、百円、十円の四種で凹版印刷によることにした。またこの証紙が銀行券に貼付されるものであることも印刷局には伝えられなかった。

証紙の印刷を依頼してから、政府は司令部に対してしばらく連絡をとらず、新種銀行券の製造進捗状況を見ていたが、製造工場管理の問題、原材料等の不足もあって、その製造ははかばかしくなく、一月末までの製造高はおよそ八億円という低調にとどまった。二〇年末の発行残高五五四億円余の1%余であった。この状況認識のもとに、大蔵省は証紙貼付による新種銀行券代案についての許可を司令部に申請した。

証紙使用の案について司令部は強硬に反対した。その理由は明快で、偽造その他不正が行なわれるおそれの強い証紙貼付は信用第一とする銀行券に適用することは許せないとするものであった。政府としてもその指摘については十分承知しており、そのため最後の窮余の策として決定したものであった。この折衝には大蔵大臣も出て、辞任を覚悟の強い要請を続け、ようやく司令部の承認をとりつけることができた。その承認に際し、司令部は期限付きで証紙貼付の銀行券回収を指示し、政府においても新種銀行券製造の努力でこれを実行することを確約した。

第三節 新銀行券の製造と政府管理工場制度

新種銀行券代用の銀行券貼付証紙の承認を得て、金融措置の応急準備は軌道に乗ったが、同時に新しい銀行券の製造の確約を果たすために、政府は印刷局に強く指示するとともに、民間印刷会社をも督励して、目標達成につとめた。百円券は一九年告示の旧券の一部を変えたものであったから、印刷局が主としてこれに当たり、十円券はまったく新しい構想であり、また凹版の部分のない比較的簡易な印刷であったから、もっぱら民間印刷会社がこれに当たり、一円券も民間会社が主としてこれに当たった。

二〇年度中に製造された新百円券は六四五六・八万枚、新十円券は五億二八五三・一万枚、新一円券は九六〇・一万枚、計六億〇二七〇万枚と報告されている。その券面金額は一一七億五一七一・一万円で、二一年一月末の日銀券発行残高五八五億円の五分の一であった。

官民の協力による努力にもかかわらずこの程度の実績であったことには、これまでいろいろと記してきたような当初計画と司令部の方針との異なりもあるが、民間会社をも動員しなければならなかったそもその理由は、戦災による印刷局の製造能力喪失があり、それに用紙、インク等の資材難が加わっていた。二〇年二月二五日の大手町工場（印刷局本局も含む）の全焼を皮切りに、滝野川工場、王子工場の製造設備が被害を受けた。酒匂工場は最も早く空襲されたが製造設備に支障はなく、彦根工場の被害も僅少にとどまった。大手町工場の全焼は直接の銀行券製造よりも、

印刷局の諸般の印刷と事務統制の機能を失ったことで被害が大きかった。滝野川工場も大きな被害を受けたが、その中心は郵券類の製造工程であった。製紙部門の王子工場は全焼に近い大被害で事実上操業停止となった。

このような空襲被害に対処して、場外工場として民間印刷会社に印刷局の作業を依頼し、民間の協力なくしては政府の印刷物供給は不可能という状況下で作業が続けられた。銀行券製造の中核は滝野川工場であり、これを酒匂工場が補うという体制であった。静岡工場、彦根工場が戦時中に作られたが、これに多くを期待する状況ではなかった。このような条件のもとで、新しい銀行券を急遽大量に製造する計画を立てれば、勢い民間の印刷会社の協力を求めなければならなかったわけであり、その協力体制は、すでに郵券類の印刷等で作られていた。それでもこれらの印刷会社にはそれ自体の仕事があり、印刷局の諸工場と同様の戦災を受けていた。そして出征、応召による技術者の不足、用紙・インク等の資材不足も加わり、すべての条件が悪いなかでこの新種の銀行券の印刷が進められたのであった。

これらの民間印刷会社の協力について、政府は金融局の方針に示されるように、当初は印刷局による一元的発注方式を変えて、需要者（日本銀行）から直接発注する体制にしようとしたが、二一年一月九日の司令部の覚書で、銀行券を民有工場で印刷することを回避せよとの指示を受けたので、この方式を変えて、当面の措置として政府の管理工場として民間工場の協力を求めることの諒解を得て新種銀行券の製造に入った。そこでこの新しい方向を制度として確定する必要があった。

すでに記したように、一月九日の司令部の覚書の第四項に対して、政府は民間工場を政府の管理工場とすることで一応の諒解を得たが、その諒解を得るに際して大蔵省でまとめた方針は、次の内容のものであった。

民営工場の管理

紙幣、銀行券を製造するすべての民営工場は、左記要項による大蔵省の管理工場とし、実質的に官営工場と同様の特別監督の下に置くこと。

- (一) 大蔵大臣は管理工場における紙幣、銀行券等の生産に関し、当該工場の事業主を指揮監督すること
- (二) 各管理工場には、大蔵大臣の任命する常設管理官を置き、当該工場の業務につき、厳重な監督を加うること
- (三) 大蔵大臣は必要に応じ報告を徴し、または部下の官吏をして、管理工場もしくはその事業主の事務所、営業所、倉庫その他の場所を臨検し、当該工場に関する事務の状況、もしくは帳簿書類その他の物件を、検討することができること
- (四) 管理工場における紙幣、銀行券等製造従業者はすべて公務員とすること
- (五) 大蔵大臣は必要ありと認めるときは、管理工場に属する設備の新設、拡張または改良を命ずることができること
- (六) 管理工場の移転、拡張、縮小もしくは機械器具その他の設備の変更、譲渡、移動または従業員の入入れ、もしくは解雇等の場合、その事項が当該工場の生産、経営または機密保持に著しき支障を及ぼすものであるときは、予め大蔵大臣の許可を受けるようにすること

(七) 管理工場の事業主が当該工場の経営を廃止または休止しようとするときは、大蔵大臣の許可をうけるようにすること
民営工場の賃借または買収

(一) 前項により管理工場となることにより、民営工場は官営工場と実質的に同様となること

(二) 紙幣、銀行券等製造のため、多数の民営工場を使用するは、最近の経済状況、特に大量の新券製造のため真に止むを得ずかつた非常措置であるから、新券製造が一段落したときは、之等の工場は速に少数のものに限定すること

(三) 民営工場の中には、紙幣、銀行券と同時に他の印刷物を印刷しているところもあるをもつて、之が賃借または買収は事実上相当困難であること

(四) わが国の予算及び法令は、相当精密、厳格で、政府の賃借または買収の実施手続及びその後の運営経理方法は極めて煩雑と

なり、仮りに賃借を行うとするも、その実施までには相当の日時を要すること

- (四) 政府において賃借または買収するも、之が実際の運営は現経営者に委託しなければ能率的運営は不可能であること
- (六) 新券の急速製造を絶対必要とする現在において、経営機構の変更を行なうことは、混乱を起して民間の熱意を阻害し、当面の要請にそむく結果を招くおそれが充分にあること

すなわち、司令部の指示に従うために、民営工場を事実上政府のきびしい監督下に置く体制に切り替えることを確認したものであった。しかし、実行上の問題も検討を加えた上で、民営工場の管理を実施に移す方針を固めた。

民営印刷工場の借上げおよび経営に関する要項

- 一 民営印刷工場の通貨製造設備は、政府において借上げ、政府の指定する事業者にこれが経営を委託すること
- 二 経営受託者は当該設備の運営に関しては、すべて当該工場に常駐する政府の管理者の指揮監督を受けること
- 三 受託経営者の当該設備の運営による経理上の損益は、すべて国庫に帰属するものとす。ただし受託経営者の責に帰すべき事由に因る損失は、受託経営者の負担とする
- 四 借上げ及び経営委託に因り、政府の支払うべき借料および手数料は、その金額を一定せず、各事業年度毎に利益を生じた場合、当該益金を限度として、その都度これを定め支払うこと

- 五 委託経営者の職員であつて別に定めるものは公務員と看做すこと

備考 本件実施に関しては、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に基づき、省令の制定が必要である。

この要項にもとづいて、二十二年三月四日、大蔵省令が制定公布された。大蔵省令第二八号「通貨等製造工場管理規則」である。印刷局では、さらにその施行のために「通貨等製造工場管理規程」を定めた。この規則によって銀行券等の印刷で政府の管理下に入ることが指定された工場は、次のとおりであった。

凸版印刷株式会社 板橋工場、富士工場、大阪支社
 共同印刷株式会社 小石川工場
 東京証券印刷株式会社 王子工場、小田原工場
 大日本印刷株式会社 市ヶ谷工場、秋田工場、新発田工場、榎町工場、武生工場
 帝国印刷株式会社 三田工場

第四節 通貨等製造委員会と印刷局機構の改正

金融緊急措置に対処する新種銀行券(以下「新円」と略称)の製造についての直接的具体的な諸措置はこれまでに記したとおりであるが、これらの対策推進についての体制作りが同時に進められたことを記しておかなければならない。二一年一月九日の司令部の覚書には、その第三で通貨製造についての機密保持を示し、さらに通貨の製造に関する一切の措置について対処報告を期限付きで求めた。すなわち、

三 一般的悪影響を防ぐため、新様式による通貨の印刷決定、ならびに右印刷の実際の準備に付ては、絶対に機密保持を必要とする。更に図案、版面、用紙、印刷インキおよび印刷紙幣、銀行券を保護すべき十分な措置を講ぜざるべからず。日本帝国政府は、右目的達成のため必要な一切の措置を講じ、これに関する報告書を、この覚書受領後二週間以内に本司令部宛提出すべきものとす。

この覚書に対して、機密厳守と図案、版面等の保全については方針が定まったが、より基本的な事項については後に残され、二月二一日にあらためて「通貨等製造計画及びその実行方法に関する件」としてその方針を定めた。その要項は次のとおりである。

- 一 通貨等の製造計画及びその改訂は理財局において、印刷局と協議の上立案し、通貨等製造委員会に諮り決定す
- 二 前項の製造計画及びその改訂に基づく実行計画は、印刷局において作成し、印刷局はこれが遂行の責に任ずるものとする

このため

- (一) 通貨等の製造注文はすべて印刷局において、一元的に受け付け受注の統制を行なうこと
- (二) 民間の通貨等製造工場はすべて印刷局の下請工場とし、印刷局において、その運営を管理統制するとともに、これを指導し官民通貨製造能力の最高発揮に努めること
- (三) 製造計画遂行のため、必要な製造資材、運送用資材、労務及び運送は印刷局において確保し、または幹旋の責に任ずること

三 通貨等の図案は印刷局において選定するものとす

なおこの実施については次によることとする

- (一) 通貨等製造委員会に関する事務は印刷局の所管とする
- (二) 製造計画の決定に関する連合国最高司令部との交渉事項は、理財局において処理すること
- (三) 製造計画の実施に関する連合国最高司令部への報告、その他交渉事項は印刷局において処理すること
- (四) 理財局および印刷局において、(一)(二)により処理した事項は相互に緊密に連絡通報すること(印刷局は製造計画の実行案及び遂行実績を当分の間、毎日理財局に通報すること)
- (五) 図案模様審査会に関する事務は、紙幣、銀行券等に関しては印刷局、硬貨に関しては造幣局において処理することとし、所要の措置を講ずること

この方針により、「通貨等製造工場管理規則」の制定に合わせて「通貨等製造委員会規則」を定め、会長を大蔵次官とする通貨等製造委員会を設置した。規則では委員及び幹事若干名をもって組織することになっていたが、委員には大蔵省から理財局長、銀行局長、印刷局長、同業務部長が任命され、官庁関係では農林省、商工省が加わり、臨時委員として大蔵省国民貯蓄局長、運輸省、厚生省、農林省が加わった。また、委員には日本銀行副総裁のほか、民間

印刷会社等の社長ら一一名が任命された。

この通貨等製造委員会の事務は印刷局が所掌し、その製造計画の実行計画と遂行の責が印刷局に求められたので、印刷局では当面の新円の製造計画達成を期して、局内に印刷局長の主宰する「日銀券緊急増産推進本部」を置くことにした。この本部委員には民間印刷会社等の重役も参加し、理財局国庫課長、日本銀行発券局長と印刷局の業務、経理、労務、抄紙の各部長、滝野川工場長が加わった。そして業務部長を幹事長として委員会の推進ととりまとめにあつた。同本部の設置目的はその要項で「関係官民各工場に於ける生産能力を最高度に發揮せしむる為、日本銀行券製造上の支障又は隘路を常時検討し、之を即刻打開すること」に求められた。

以上の「通貨等製造計画及びその実行方法」「通貨等製造委員会」「日銀券緊急増産推進本部」の目的、組織等に示されたことは、官民の協力を強く求めつつ、その実行に当たって大蔵省、ことに印刷局の強力な指導を建前とするものであった。その建前を印刷局の機構で裏付けるための改革が二一年三月八日に定められた。従来の分課規程によれば、庶務課と業務、印刷、抄紙、労務、経理の五部、それに大手町、滝野川、王子、酒匂、静岡、西大寺、彦根、武生の八工場、研究所、病院という組織であったが、この三月八日の全面改正で印刷部は業務部に吸収され、抄紙部は製紙部となり、業務部に次長が置かれた。各部各工場の各課組織も変わったが、主眼は通貨等製造体制の確立であり、各組織の連絡強化であったから、そのかなめに業務部があり、とくに次長制がとられたのであった。

業務部は、一八年の内閣から大蔵省への印刷局移管の際の業務、発行、官報の三課組織から終戦後の一月二〇日に業務第一、業務第二、業務第三、官報の四課に改められた後、二一年三月には証券、図書、監理、官報の四課となった。証券課は業務第一課、図書課は業務第二課の事務を引き継ぎ、さらに製造命令の伝達、所要計画等の事務を加

え、監理課は印刷部の事務を引き継いで紙幣証券類の印刷作業実施、場外作業監理、印刷作業考査、印刷設備の総合的配置調整を分掌することになった。なお、業務第三課の事務は製紙部の製造課に移し、製造課では抄紙部の用紙類製造作業監査、抄紙作業監査、抄紙設備、配置調整の事務を引き継ぎ、製紙部紙料課では製紙原料の育成と紙料の所要計画、需給調査とを分掌した。総じて企画、調整、監理の事務が強化されたものといえよう。

各工場については目立った変更はなかったが、ここで各工場の分課を記してそれぞれの作業の特色を示しておく。各工場に庶務課が置かれたが、大手町工場では製造課で活字版面製造と官報印刷、製本等が、滝野川工場では彫刻課で図案原版の彫刻等、凸版印刷課、凹版印刷課、検査課で国債、銀行券、切手等の製造が、王子、酒匂、西大寺、武生の各工場の抄紙課では証券用紙の抄造が、静岡、彦根両工場の製造課では証券等の印刷がそれぞれ分掌された。戦災によって大手町、王子両工場の組織は縮小したが、この改正に際して王子工場では作業課を抄造課と機械課とに拡充した。また酒匂工場では従来から庶務、抄造、印刷の三課制をとり、滝野川工場とともに銀行券等の製造が分掌されていた。

第三章 通貨の増発と通貨供給対応策の推移

第一節 高額券の印刷の増大と小額券の印刷停止

(一) 通貨の再累増とその背景

金融緊急措置の目的については、財産税賦課、インフレ悪化の防止、食糧危機の回避等それぞれに政策目的を異にする立場での主張に差があるが、いずれの立場によるにしても緊急措置後は通貨増大がとまり、物価の安定による経済運営の正常化への転換を期待していたことは共通であったといえよう。その期待がどのようなメカニズムで実現されるかについての的確な認識は示されていなかったが、そのような期待を前提として新円製造の計画が立てられていた。政府の管理工場として民間印刷会社の協力を求める体制も臨時非常の措置であり、民間依存の体制は、新券製造が一段落したときは、管理下の工場はなるべく早く少数のものに限定することが予定されていた（一月九日覚書第四項に関する大蔵省方針、管理工場の賃借または買収(一)）。

しかし財産税賦課の手段として金融緊急措置をみると、法人個人の金融資産把握が目的であり、その目的達成後の

通貨事情がどうなるかは基本的な考慮からはずれた問題である。食糧危機回避の手段としてそれをみると、預貯金封鎖後の引出し制限によって購買力を抑制することで食糧買いあさりを防ぐのが目的であるから、食糧供給確保のメドがつくまで通貨量の増大を防ぐことができれば、その使命は果たされる。悪性インフレ防止の手段としてそれをみると、当面の消費購買力の抑制は実現できても、あらゆる経済活動についての資金調達方法を適正に進めないと、この措置だけでインフレを止めることはできない。財政計画、民間の資金調整等についてはほとんど方針も立たぬままに、この措置を緊急事態対処として実行したのであり、対策としての不備は明らかであった。この措置以降、国民はいわゆる「五百円生活」に入った。

政府にとって都合の悪いことには、衆議院が解散されたまま総選挙に入ることが許されず、二月末には公職追放が発表されて政治、行政の中核が動揺し、さらに司令部の占領方針、各種の指令、覚書が示されて、予算編成も停滞していた。かくて新しい方針が定まるまでの間に、金融緊急措置でいったん半減した日銀券は再度急増を始め、半年後の八月末には措置以前の額に復し、その後も増勢をやめなかった。

通貨増発の事情を財政についてみるならば、二〇年度は年度の途中から臨時軍事費の支出がなくなり、一般会計についても臨時軍事費特別会計への繰入れが止められて、それだけ支出は減じたが、一方では戦後の新しい支出が始まり、租税収入の減退がこれに加わって、財政収支は不足が大きくなった。租税収入の停滞はその後も続くが、二一年度については、九月によく公布された改定予算は、一般会計で形の上では収支が均衡していたものの、その収入においては財産税収入等について事実上の収入不足の勘定であり、租税収入の遅れを配慮すれば、月々の収支は不足となるものであった。特別会計においての諸勘定の収支も事実上の不足となっていた。この結果、日本銀行勘定によ

る二一年度の財政収支は三二四億円の資金散布となった。

一方、金融についてみると、軍需補償打切りによる長期資金供給手段の欠落を補うために始められた日本興業銀行復興融資部の資金放出は、事実上の日銀券の増発要因であり、このような産業資金需要に即して二一年度中に日銀貸出は二二二億円増加し、国債売買による日銀券増加は三一〇億円に達した。全国銀行の預金総額は二一年度中に一一八億円の増加にとどまったが、貸出は二九四億円増加した。

二二年度に入ると、財政法の建前から一般会計は収支均衡の予算を組んだが、租税収入の遅れが財政収支の不足を残り、特別会計の諸勘定で事実上の収支不足が続いた。そして復興金融金庫の活動が始まり、復金債の日本銀行引受発行による資金散布によって日銀券はこの両方で増加を続けた。二二年度中の日銀券の増加は一〇三〇億円に及び、その内訳は財政資金五九二億円、日銀勘定四三八億円であったが、日銀勘定については、貸出と国債売買は僅少で、それぞれ八七億円、七八億円にとどまった。この事情は同年度の全国銀行の預金増加一〇八四億円に対し貸出増加が四六八億円にとどまったことを反映している。

二三年度では依然として財政における租税収入の遅れが続くとともに特別会計の収支不足が続き、復金の活動増大でその貸出は増大したが、復金債の日銀引受の割合は緩和し、民間資金動員の方向に向いた。経済活動はようやく活気を取りもどし、生産水準も上昇したが、日銀券の増加テンポは鈍って、年度中の増加額は九三七億円に落ちた。その増加は財政資金八七四億円、日銀勘定六三億円によっており、日銀勘定では貸出増一一〇億円に対し、国債売買で三三四億円減となった。経済活動の回復で、全国銀行の預金は三〇一五億円増加し、貸出も二二六〇億円増加した。

二一年度以降の三年度間に通貨は年々急増して、二三年度末の日銀券発行残高は三一二五億円になった。新円印刷

表 3-1 銀行券等製造枚数調(1-2) (単位：千枚)

会社・工場別		昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度
印刷局	滝野川	570,828	399,300	442,050
	酒匂	324,200	330,440	405,750
	静岡	65,150	70,370	115,200
	彦根	105,800	113,400	129,300
	計	1,065,978	913,510	1,092,300
(比率%)		(16.2)	(22.7)	(36.6)
民間	凸版印刷	2,523,540	1,208,660	777,910
	東京証券印刷	1,405,150	1,107,060	539,470
	共同印刷	538,600	437,100	378,400
	大日本印刷	890,120	227,294	117,000
	図書印刷	145,500	123,130	78,450
計	5,502,910	3,103,244	1,891,230	
(比率%)		(83.7)	(77.3)	(63.4)
合計		6,568,888	4,106,754	2,983,530

出所：『大蔵省印刷局史』、992ページ以下。

十円券の製造が中心となった二一年度の事情は、十円券の需要がとくに大きかったというわけではない。もちろん、十円券の需要が大きかったことは事実であり、小額券については、別にコインによる補充の余地もあったが、百円券の増刷によって増加需要に応じるには支障が大きかった。そして他の銀行券をも含めて資材確保は非常に困難であった。百円券は表凹版一度、凸版三度、裏凸版三度、計七度刷りで作られていたので、民間に凹版印刷を多量に期待することはできなかったが、凸版の印刷についても、表裏各三回の

は主として印刷局の工場で印刷され、五円券、一円券が主として民間工場で作られた。また十銭券と五十銭政府紙幣がすべて民間工場で刷られたが、この小額券については新様式のものに替える計画がなかったので、二一年五月にその使用停止の覚書が出るまでは、戦時に決定した図案のままのものを製造する計画が進められた。

で銀行券の交換を計画していた際の日銀券は約五〇〇億円であって、その増加阻止を目ざしていた際の六倍にもなった。二四年度に入ってからには通貨の増大はとまるけれども、この三年度間の急増は、銀行券を印刷する立場からみれば、まさに計画を立てることも容易でない混乱の期間であった。当初の製造計画や運営方針を再々変更しなければならぬ期間であった。次にこの対応策の推移を記そう。

(二) 新種銀行券印刷の経緯

はじめに二一年度以降二三年度までの銀行券等の製造結果を記しておこう。二一年度にはすでに製造工程にあった旧券の印刷を含み、各年度の政府紙幣(五十銭)をも加えると、二一年度六五億六八八・八万枚、二二年度四〇億一六七五・四万枚、二三年度二九億八三三万枚であり、枚数では漸減を示している。そしてその官民の比率では当初は圧倒的に民間会社の印刷枚数が多いが、印刷局での印刷枚数は横這いであって、民間での印刷は急減している。すなわち民間依存のピークは二一年度にあったことが示されている。六五億枚という数は、これまで二〇年度が二一億枚余で過去最高であり、それ以前で一億枚を超えたのが一三年度以降のことであったことを知れば、この新銀行券等の製造がいかに大作業であったか、そして通貨需要がいかに急増したかを知ることができる。そしてまた民間印刷会社の協力がいかに重要であったかを知るのである。

この結果が容易に達成されたものでないことは容易に推測できるが、銀行券等の券種別の製造状況、その工場別分担、製造単価等の内訳と、その単価に示される工程、用紙等の変更について記そう。

銀行券印刷を券種別にみれば、二一年度では圧倒的に十円券の製造が多い。もともと印刷を容易にするために考案されていたものであり、その印刷がすべて民間に発注されて、二一年度製造枚数の過半を占めた。これに次ぐ百円券

表 3-2 銀行券等製造枚数調(2)

(単位：千枚)

	昭和21年度			昭和22年度			昭和23年度		
	政府	民間	計	政府	民間	計	政府	民間	計
A 五 銭									
い 十 銭		129,000	129,000				60,000		60,000
A 十 銭				304,180	304,180	200,000			200,000
A 一 円	75,400	302,000	377,400	40,000	737,760	777,760	398,720		398,720
A 五 円	80,950	668,500	749,450						
A 十 円		3,340,470	3,340,470						
A 百 円	805,450	518,800	1,324,250	873,510	897,030	1,770,540	1,092,300	1,202,510	2,294,810
その他	104,178	10,500	114,278						
五 十 銭 計	1,065,978	5,502,910	6,568,888	913,470	3,103,244	4,016,754	1,092,300	1,891,230	2,983,530

出所：前掲書，996ページ以下より作成。

作業は多くの凸版印刷機械の動員を必要とするので、製造能率が上がらなかった。そこで裏面印刷を平版に替えることによる能率確保を期して、八月にその変更許可を司令部に求め、その承認によって百円券製造の停滞を脱した。この百円券印刷様式変更方許可申請は、この事情を次のように記している。

1 百円券の発行増加高は六月中五五億円、即ち総発行高の八一%、七月中約六〇億円、総発行高の七六%に達し、八月以降の増発推定月額一〇〇億円とすれば、その八〇%約八〇億円が今後毎月の必要額となる。然るに百円券の製造量は五月九〇億円、六月は八六億円、七月は八八億円で現在のところ月額九〇億円を超えることは困難である。毎月の増発見込高八〇億円に比し、わずかに一〇億円の余力あるに過ぎず、従つて百円券に関する限り日銀手許準備の充実を期することは、現状のままでは極めて困難である。

百円券製造上の隘路は凸版印刷機にあり、総計七回印刷の中、六回を凸版印刷というために、この印刷がとかく遅滞するのであるから、百円券の裏面印刷(凸版三度)を平版印刷とすることにより相当の増産を期することができる。

なお、この説明では十円券以下の小額券が平版印刷であり、必要量の製造を果たし、平版印刷機に相当の余力のあることを記している。そしてこの百円券の印刷様式変更によって、二二年度に百円券の券面金額一三二四億円余が製造された。同年度末の日銀券発行残高一一五七億円を多少上回る額である。しかしこの額は決して余裕のあるものではない。発行額のほかに通常は多少の余裕をもって予備の銀行券を日銀の手許に置く必要がある。またそのほかに破損銀行券交換用の分を準備する必要がある、戦後の紙質の落ちた銀行券についてはとくにその必要が大きかった。すでに政府は銀行券製造確保のため、とくに二一年九月に閣議決定で、銀行券製造に要する主要物資の最優先入手を各省が積極協力することにしてきた。この閣議決定を起案した印刷局の要請(七月末)の主旨は、次のように記している。

通貨の増発高は依然として相当の額に上り、これがため本年度初来、官民通貨印刷能力を挙げて通貨の製造に邁進して来たのに拘らずいまだに証紙貼付日本銀行券を全面的に回収し得ない状況にあるので、速にこれを回収するとともに、日本銀行の発行許を充実する必要がある。

表 3-3 銀行券等製造金額調(1) (単位：千円)

券面金額	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	比率 %	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度
五 銭	—	—	3,000	五 銭	—	—	0.00
十 銭	12,900	30,418	20,000	十 銭	0.01	0.02	0.01
五十 銭	266,820	582,137	15,000	五十 銭	0.16	0.33	0.01
一 円	377,400	777,760	398,720	一 円	0.22	0.44	0.17
五 円	3,747,250	—	—	五 円	2.21	—	—
十 円	33,404,700	—	—	十 円	19.66	—	—
百 円	132,425,000	177,054,000	229,481,000	百 円	77.95	99.22	99.81
計	169,910,070	178,444,315	229,917,720	計	100	100	100

出所：『大蔵省印刷局史』。996 ページ以下より作成。21年度の十円、百円の旧券および千円券は省いた。

表 3-4 銀行券等製造単価調(2) (単位：銭)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
い 五 銭	0.33				
A 五 銭				4.76	
い 十 銭	0.37	0.37			
A 十 銭			3.54	6.20	9.77
A 十 銭	2.38	3.63	6.75	6.32	14.50
い 一 円	2.20				
A 一 円		3.63	8.00	12.57	19.86
ろ 五 円	3.00				
A 五 円	4.67	4.12			
い 十 円	4.92	14.12			
ろ 十 円	2.90	2.90			
は 十 円	1.50	1.50			
A 十 円	5.17	5.17			
い 百 円	16.93	20.03			
ろ 百 円	2.35	3.40			
A 百 円	24.26	24.83	52.20	109.11	148.05
い 千 円	3.10				
A 千 円		33.74			
B 千 円					417.26

出所：表3-3に同じ。

これに加えて目下の通貨流通高の増加傾向が、近い将来急激にあらたまることも認められないので、通貨の供給に不安なからしめることが極めて緊急である。

よつてこれに要する資材及び輸送力、特に主要資材を最優先的に確保しなければならぬ。

「日本銀行券製造確保に関する件」の閣議決定は、その実施要件を

- 一 所要の石炭、パルプ、ソーダ灰およびカセイソーダを最優先的に確保すること。
- 二 資材および製品の輸送ならびに輸送用資材を確保すること。

と具体的に示して、銀行券製造の隘路を指摘している。

百円券の製造が漸次軌道に乗るようになったが、通貨量の増大は物価の騰貴でもあり、それは高額券使用の比率を高めていたので、十円以下の小額券は二二年度に多くの製造が実現されたこともあり、二二年度以降はこの百円券中心に製造が進められた。また小額券の図案についての司令部の指示に対処して、新様式の五十銭政府紙幣、十銭銀行券の製造が始められ、二二年度までは民間会社とその印刷に当たった。戦後の銀行券の象徴のようでもあった十円券の製造は二二年度限りで終わり、その後は製造されなくなり、五円券についても同様の結果となった。

以上の経過を各銀行券等の製造単価についてみると、戦後の物価上昇によって、同一様式のものでも年度を追うにしたがって単価の上昇がみられるが、質の差異が同一額の銀行券によっても顕著な差異を示している。終戦を前に計画された、ろ十円券、は十円券、ろ百円券、い千円券の単価が従来のものに比して著しい低額のものであったことは当然であるが、新券のA十円券はそれらに比してとくに良質のものとはいえない。い百円券に擬して作られたA百円券が銀行券としての品位をようやく保つものであった。

なおA千円券は新円の系列として計画され、二一年一月にその許可を司令部に求めその承認を得たもので、凹版刷りで五四〇万枚も用意されたが、新円切替え後の物価急騰のもとで高額券を出すことの心理的悪影響が顧慮され発行されずに終わった。

また五十銭以下の小額券については、新円計画になく、従来のものがそのまま用いられていたが、二一年五月二三日に司令部から覚書が提示され、戦時に計画したものを新時代に適した様式のものに改めることが必要となった。すなわち

日本の郵便切手ならびに通貨の図案として一定主題を使用することの禁止に関する件

一 日本の郵便切手ならびに通貨の図案として左記主題を使用することを禁止する。

- (一) 現在および過去における軍国主義的または超国家主義的指導者の肖像
- (二) 軍国主義および超国家主義を象徴するもの
- (三) 神社その他神道を象徴するもの
- (四) 既に日本の主権をはなれた地域の風景
- (五) さきに声明せる占領目的に反する主題(以下略—引用者)

であって、それは単に小額券についてだけの問題ではなかったが、具体的には五十銭以下の小額券が対象となった。

この方針に従って立案された鳩の図の十銭券の製造が二二年六月に許可された。同様に梅花の図の五銭券についても二三年二月に許可された。五十銭の政府紙幣はしばらく、「大日本」の「大」の文字を削って発行していたが、表面右に板垣退助の像、裏面に国会議事堂の図案による新紙幣の許可を求め、その承認により二三年二月に発行した。

第二節 経済安定後の通貨製造計画と新様式銀行券の発行

(一) 経済の安定と通貨情勢

経済安定九原則の強い方針とドッジ公使の指導によるきびしい安定計画の實行によって、金融緊急措置後に再度急膨張を続けてきた通貨も、二三年末の日銀券残高三五五二億円を頂点として、そのあとはむしろ減少気味に推移して、二四年末も前年末とほぼ同一の三五五三億円を示し、翌二五年六月の朝鮮戦争による状況の転換までの一年有餘は、満州事変以前の時期にも比すべき状況であり、それまでの三年間の物価急騰期には国民の大部分が予想もできなかった急転換であった。その方向転換が急角度であったことは、施策の転換も急角度で強力であったことの証左である。

経済安定についてのドッジ政策は、財政対策と物価対策とを軸としていた。財政については総合収支均衡という表現で理解されているように、一般会計、各特別会計それぞれが形の上でバランスがとれているというのではなく、財政活動に伴う資金の需給が一切債務によってまかなわれることをやめたことにあり、さらに債務の償還を促進し、あるいは特定資金を封鎖することで、財政の面から資金を動員するようになることを抑制したのであった。

この強硬措置に対して一部では事実上の緩和措置が進められた。それが安定政策に反するものであるか否かは議論のあるところであり、自由経済の結果であるともいえるが、二四年度中の日銀券増減がほとんどなかったことが、八

○八億円の財政資金引揚げに対し、七九六億円の日銀勘定支払の結果であること、その支払増が四〇九億円の貸出増と三七三億円の国債売買による増によっていたことを示しておくことで、状況理解の一助としたい。

物価政策については、それまでの物価対策が価格安定帯を設定して、安定帯内に諸物価を収めるために重要物資についての価格調整金を財政資金で補給するという人為的政策をとっていたのを改めて、このような安定帯を設定しなければならなかったインフレ資金供給の基本を変更するとともに、物価を人為的に調整する方式をはずす方針をとり、物価は需給関係によって定まるものとの基本を目標としつつ、当面の基礎生活物資（米など）についてはきびしい統制を残すことにした。

この政策が従来の物価急上昇の過程で進められていた経済の諸部門に攪乱作用を与えることは避けられなかった。財政の方向転換に即した行財政整理が、民間企業の人員整理と重なって、はげしい社会労働問題をひき起こし、多くの社会事件をもたらした。財政政策の転換の実施に当たって遅れがあったことも、この攪乱の刺激を強くした。アメリカの経済援助の効果を明確にするために新設された見返資金の活用は、その手続きが遅れて、資金放出は年度の後半になってようやく実効をもつものとなったので、それまで復興金融金庫の放出した資金に頼っていた産業界にとって、その遅れは致命傷ともいべき衝撃であった。

それでもこの財政資金の放出の遅れが通貨の減少とはならず、通貨量が横這いに推移し、またようやく軌道に乗り始めた生産活動が、この政策転換のもとでは幾分かの上昇を示した。経済安定本部調による鉱工業生産指数（昭和九一一年基準）は、二三年平均五八・五に対して二四年平均は七八・二であり、二四年一月の六七・九に対して二五年一月は七五・五であった。この二四年度一年度間の過程で、その活動の支えであった全国銀行の貸出増加は三三七六

億円で、前期増額に比べてさらに一一一六億円増加した。この間の預金増加は三一七八億円であった。二三年度には預金の増加が貸出の増加を大きく上回ったのに対して、二四年度では預金増加以上に貸出が増加していた。

（二） 朝鮮戦争後の経済と通貨情勢

昭和二五年六月に起こった朝鮮戦争は、終戦後五年近く戦争と無縁の社会を作るべく誘導されてきた国民にとって、それが海峡一つをへだてた隣国で起こった事件であるだけに強い衝撃であった。警察予備隊創設の指令が始まる連合軍の占領政策の転換が、アメリカを中心に、わが国との講和を促進させることになった。また戦争に伴う特需、世界の冷戦激化による外需、そしてこれらに伴う国内の需要の増大が、ドッジ安定計画によってようやく軌道に乗るうとしていたわが国の経済に、活動への強い刺激となった。直接の戦闘は二五年中に終わったが、東西の対立の激化に処する特需はその後高い水準で続いた。

この結果経済活動は活発となり、生産水準は著しく上昇し物価も上がった。前記の鉱工業生産指数によれば、二五年六月の八八・一に対し二六年六月は一三一・四、二七年六月は一三五・六で、朝鮮戦争後の生産の急上昇とその後の持続が示されている。それはまた戦争を契機として、生産水準が戦前を上回ったことを示すものでもあった。しかしそれはまた物価の急上昇をもたらし、戦争開始前日を基準とした卸売物価指数は、二五年末に一二八・四、二六年六月末に一五六・五となり、その後ようやく安定して二七年六月末に一五〇・九となった。消費者物価は卸売物価の上昇に遅れて上昇したが、約四割上昇したのちわずかに下がって二七年六月には約三割上昇の位置を示した。

このような経済の実体の変化は通貨量の変動を導かずにはおかない。二四年度に三〇〇〇億円水準にあった日銀券の発行高は、二五年五月末の三一〇四億円から増加しはじめて二五年末には四二二〇億円となり、前年末の三五五三

億円の二割近い額に増加し、二六年にも増勢を続けて、二六年末の発行残高は五〇六三億円に達した。二六年後半の通貨量の増大持続は、多分に滞貨融資によるものと解され、いわゆるオーバー・ローンの状態が出現していた。そして二七年に入ってようやく通貨の増勢はとまったが、二七年五月末の日銀券の発行残高は四四四〇億円で、二六年五月末に比し四四七億円増、二五年五月末に比して一三三六億円増であり、この二年間に四三％増加した。

二五年度、二六年度の日銀券増加額八五〇億円、六一三億円は財政資金の四一九億円支出増、三四六億円の収入増と日銀勘定の四三一億円、九五九億円の各支払増によるものであった。二五年度の財政資金支払は一般財政が戦争の影響で二三六三億円の揚超収支であったのに、外為会計の外貨吸収に伴う払超二七八二億円があったことによる。一般財政収支は政策当局の計画とは別に二五年度は二四年度以上の資金吸収機能を果たしていた。二六年度の財政収支は二四年度に近い性格を残した。

外為会計資金の放出で財政収支が支払超過となった二五年度には、なお日銀勘定が支払超過であり、貸出、国債売買それぞれに支払超過であった。これに対し、二六年度には外為会計の支払超過が大きく減退して財政収支が収入超過となったにもかかわらず、日銀券が著しく増加したことの主要因は、日銀勘定における九九九億円の貸出増加によるものであった。二一年度以降毎年度日銀勘定は貸出増を続けたが、二四年度の四〇九億円が最高であり、それは財政資金が急激な引揚超過へ転換したことに対処したものであった。九九九億円の貸出増はまさに滞貨融資の後始末であり、オーバー・ローンをつくり出した。全国銀行勘定でみれば、二六年三月末の対前年比預金増三三四八億円に対し貸出増は三一八三億円であったが、二七年三月末の対前年比では預金増四六四七億円に対して貸出増はそれを一〇〇億円以上も上回る五七六五億円増であった。

(三) 新様式銀行券発行計画

金融緊急措置に処した銀行券の製造に当たっては、その図案、印刷方法等が大きな問題となったが、寸法については従来の方式に従って変更をしなかった。すなわち昭和二年の兌換銀行券整理法施行に際して銀行券の寸法統一が計画され、それがその後の新しい銀行券等の製造に際して適用されており、基本は縦横の寸法比率を同一とし、横の長さを券面額の順に一〇ミリメートルの差をつけることにしていた。百円券は縦九三ミリメートル、横一六二ミリメートルであった。

この寸法統一に対して二〇年に銀行券の製造の便宜から縦の寸法を同一にする戦時非常時券の製造が計画され、十円券については発行準備ができて日本銀行に引き渡されてあったが、紙質の粗悪等で発行されなかった。したがって銀行券の寸法について新しい計画は実行されずじまいであった。

新円の発行はもとも緊急の措置であって平版刷りの銀行券をいつまでも流通させておくことは、偽造のおそれからも許されないものであった。また公募図案によったこともあって、その様式に統一はなかった。かくて新円発行後銀行券の様式全般についての検討が進められ、印刷局の成案をもとに日本銀行と協議し、さらに司令部の諒解のもとに案を固め、二一年一〇月二四日に司令部の覚書を受け取ったことでその方針が決定した。

新券計画で問題となった点は、寸法、肖像人物の選定、用紙、印刷であった。寸法については印刷局が天地の寸法を統一しようとしたのに対して銀行側は縦横の寸法に差をつけることを求めたが、結局は天地を七六ミリメートルとし、横を券面額にしたがって八ミリメートルの差をつけることにし、百円券を一四八ミリメートルとした。用紙についてはみつまたの混入を多くすることが同意され、印刷も凹版刷の回数を多くする方向で話が進んだ。肖像人物につ

いてはその選定に当たって司令部との折衝があった。

すでに五月一三日の覚書で郵便切手、通貨の図案については軍国主義的または超国家主義的指導者の肖像を使用することが禁止されていたが、この禁止条項からはずれる人物として誰を選ぶかには意見が分かれていた。まず人物の範囲については司令部に許可申請をした二〇名の中から一二名が承認された。すなわち、聖徳太子、板垣退助、貝原益軒、青木昆陽、岩倉具視、木戸孝允、二宮尊徳、大久保利通、福沢諭吉、夏目漱石、野口英世、吉原重俊である。この人物のなから千円券、五百円券、百円券については聖徳太子、五十円券に岩倉具視、十円券に大久保利通、五円券に福沢諭吉、一円券に二宮尊徳をあてて許可申請を出し承認された。

この承認を得た一連の銀行券は、新円の銀行券をA券としたのに対してB券とし、版式は千円券・五百円券は凹版二度、凸版三度、百円券・五十円券は凹版一度、凸版四度、十円券・五円券は凹版一度、凸版二度、平版二度、そして一円券は平版四度という方針を内定した。

このB券計画はすぐに着手する状況になく、また司令部の許可も、新券の図案および新券の準備について秘密を保持するよう強い指示が加えられてあったので、その計画が世間に知られることはなかった。それから二年有余A券の製造に追われたが、経済安定計画実施によりようやく通貨の増勢がとまったので、大蔵省はいよいよB券製造の準備に着手した。ただ二一年の時点と二四年とでは状況が変わり、二一年一〇月末の銀行券発行額七〇五億円に対し、二四年は約三〇〇〇億円に達し、物価も著騰していたから、司令部覚書に示された製造順序に従うことは適切な処置とはいえなかった。覚書は百円券以下の券種の準備を先にし、五百円券以上の券種はあと回しとすることを指示していた。高額券の発行を先にすることにしたのは、通貨量の増大に応じて二三年中にすでに高額券発行の要望も強まっ

いたことに対応したもので、実行順序としては千円券を第一として準備が始まった。

二四年八月二九日にB券様式千円券の製造許可申請が出され、翌三〇日許可があった。千円券の様式はすでに許可のあった五百円券の図案を採用し、寸法は既定計画に従った。B千円券は二五年一月に発行された。経済安定計画が通貨の増大をとめていたこともあって、高額券の発行に対する反対意見が強く示されるということもなかった。

この千円券の発行に次いで漸次高額券の製造計画が進められたが、すでに十円以下については、紙質等を改良すれば製造単価が券面額に近いものになるので、銀行券からはずして補助貨幣として鋳貨で発行する方針で検討された。五百円券と百円券の様式についての許可申請が二五年四月二六日に司令部に提出され、五月二日に許可された。

この五百円券と百円券の申請に当たって、人物の選定で多くの意見があったが、五百円券には岩倉具視、百円券には高橋是清が選ばれた。高橋是清はすでに人物について許可のあった一二名の中にはなかったが、政府の選出した新人物に加えられていた。しかし、のちに百円券が発行されたときには、五十円券に高橋是清を用いたので、板垣退助に改められた。

五百円券の計画は、千円券を発行したことに対応して百円券との中間の券種の需要があるというものであったから百円券より先に製造に入り二六年四月から発行された。五百円券に続いて百円券も製造準備にかかっていたが、五百円券製造と同様の趣旨から百円券と十円券の中間の券種の製造の要望が出て、五十円券を先に製造する方針が変わった。五十円券の図案が裏面に日本銀行の建物を配したので、当初肖像は福沢諭吉を予定していたのを高橋是清に替えることになった。この許可申請は二六年二月五日に提出され、同七日に許可された。五十円券は同年一二月に発行された。なお百円券については鋳貨発行のことが問題となったため製造準備にとりかかるのが遅れ、二七年になってか

らようやく準備に手がついた。百円券の人物については大久保利通が予定されたが、他の候補とともに検討されて板垣退助を用いることに落ち着いた。

(四) 銀行券等の印刷と民間依存態勢の整理

経済安定計画の強行による通貨増大傾向の停止は、銀行券等の製造についてもいろいろの転換をもたらした。その一は、すでに記した良質の新様式銀行券の発行計画であったが、そのほかに民間印刷会社依存の態勢で進められてきた銀行券製造の縮減があった。A十円券印刷のすべてを民間会社に依存したことに示されるように、二一年度以降の三年度間は過半量を民間に依存した。それは民間会社にとっても大きな作業量であり、凸版印刷についてみると、その営業収入の三六%を占めていた。二二年度、二三年度の銀行券製造は百円券に集中し、その製造のために民間会社の製造能力が活用されたといつてよかつた。

二四年度を前にして、経済安定計画実施に伴う銀行券製造計画の決定によって、百円券の印刷縮減の方針がきまり、その縮減を民間依存の整理の方向で進めることになった。これまでの製造基準量に対して、管理工場では第一・四半期一割減、第二・四半期は七、八月は二分の一、九月は三分の一にプラス一〇分の一、第三・四半期は一〇月に四分の一ということで作業を終了することにし、一部の工場で一二月までの延期を配慮した。銀行券の印刷は本来政府の責任による仕事であり、民間依存は臨時応急の措置であつて、早期に民間依存を脱すべきであつた、との建前論からすれば、銀行券製造の必要性減退に伴つて民間発注が減少するのは当然とすることもできるが、三年に及ぶ銀行券の製造は、それぞれの会社にとっては経営組織の大きな部門ともなつていたから、この製造方針の転換は各印刷会社に大きな衝撃となつた。ことに凸版印刷の富士工場と東京証券印刷の王子工場は銀行券製造専門工場であつたか

ら、この作業打切りの事後対策は容易でなかつた。

百円券の製造打切りの方針に伴つて民間会社での従業員解雇は多数となり、工場監理官報告によれば、たとえば凸版印刷については、紙幣作業人員一五八六名に対し九六五名に及んだ。一方作業停止による機械設備の不用化に対しては、それが悪用されることを防止するためもあつて、補償の名目で印刷局において買い上げることになり、凹版印刷機、番号印刷機、湿紙機等がその対象となつた。この機械買上等の補償に合わせて前述の従業員の退職、職場転換についても、その退職金等の一部を政府で補償することで、この作業打切りの方針実施の円滑化が図られた。その補償額は、機械等について八七九二万円余、退職等について七〇六一万円余、その他共で総計一億六八五三万円余が予定された。

二四年度の方針転換で、銀行券の製造態勢は大きく変わったが、その結果を製造枚数によつてみよう。二三年度の製造枚数約三〇億枚のうち約二三億枚が百円券であつたのが、二四年度では総数二四億一五三二万余枚に減じ、百円券は半減以下となつた。また二三年度では民間での印刷枚数が全体の三分の二近い高比率であつたのが二四年度では約四五%に落ち、それも製造容易な小額券の印刷量が多いことによつていた。二四年度にはそれまで手がつけられていなかった十銭、五十銭、十円の各券の印刷が政府工場で始められた。十円券は二一年度かぎり製造が止められていたので、交換用の補充の必要があつた。

二五年度以降は新様式の銀行券の製造にその中心が振り替えられるはずであつたが、千円券、五百円券は量産体制のものではなく必要枚数は小額券よりは少ないこともあつて数量は減じたが、その総量が二六年度には二三年度をも上回つたのは、朝鮮戦争による通貨量の増大に対処して小額券の需要が急増したためであつた。十円券についてみれば

表 3-5 銀行券等製造枚数調(3)

(単位：千枚)

	昭和24年度			昭和25年度			昭和26年度			昭和27年度 政 府
	政 府	民 間	計	政 府	民 間	計	政 府	民 間	計	
A 一円	41,400	138,800	180,200	288,600	115,000	403,600	755,000	345,000	1,100,000	600,000
A 十円	451,700	—	451,700	1,385,000	—	1,385,000	1,538,000	—	1,700,000	1,400,000
A 百円	563,850	493,992	1,057,842	—	—	—	—	—	—	—
B 五十円	—	—	—	—	—	—	100,000	—	100,000	140,000
B 十円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	190,000
B 五円	—	—	—	50,000	—	50,000	54,400	—	54,400	—
B 千円	125,581	—	125,581	297,420	—	297,420	290,000	—	290,000	170,000
A 十銭	120,000	80,000	200,000	—	—	—	—	—	—	—
B 十銭	50,000	350,000	400,000	—	—	—	—	—	—	—
計	1,352,531	1,062,792	2,415,323	2,021,020	115,050	2,136,070	2,899,400	345,000	3,244,400	2,500,000

出所：『大蔵省印刷局史』 996ページ以下より作成。

ば、経済安定に即応して十円の洋銀貨の製造が進められていたところ、朝鮮戦争による資材確保難に直面して、その発行計画が中止されたので、その不足を銀行券で補填するために急遽増刷の方針に切り替えられ、二四年度から二六年度までに、新円切替えに際して製造された枚数を超える三五億三六七〇万枚が印刷された。同様のことが、すでに

铸貨切替えの方向にあった一円券についてもあって、二六年度には一一億枚が印刷された。一円券は二二年度の七億七千七百万枚がそれまでの最高の製造枚数であった。

朝鮮動乱の影響も二七年度にはほとんどなくなったが、経済急成長による通貨需要の継続的増大と、百円券の铸貨切替えについての問題で、その新券製造着手が遅れたことがあり、さらに十円洋銀貨中止の新計画が二六年度後半にようやく実行過程に入った状況であったので、十円券の製造は二七年度にも続けられた。

この間、新様式のB券の各券種の製造は順調に進められて、千円券が二四年度に製造を開始され、二五、二六兩年度にそれぞれ三億枚近く製造された。続く五百円券、五十円券はそれぞれに計画予定に準じて製造された。千円券は当初は二〇〇億円程度の流通を期して司令部の諒解を求めたものであったが、朝鮮戦争による需要増大に対して、高額券の増刷で応じた結果を示している。

以上の製造枚数の推移を券面金額でみると次のようになる。二四年度二三三億円余、二五年度三三三六億円余、二六年度三四〇三億円と増進しており、この増加で戦争後の通貨需要増に対処した。この供給額増加が新様式銀行券によったことは券面別の比率でみれば明らかである。十円券の増刷は通貨需要総量増加に対処したものでなかった。その比率は二七年度でも七％に達しなかった。千円券の比率は製造を始めた二四年度ですでに五三％に達し、二五年度には八八％を超えている。民間会社依存を停止した後の状況で朝鮮戦争後の通貨需要の増加を考えると、この千円券の製造が始まっていなかったらばどのようなようにしてこの需要に対処しえたであろうかを思わせる。

銀行券の製造単価は二二年度以降の過程で年々高騰し、二四年度には十銭券の製造には九・七七銭を要し、製造価格がそのまま券面額を示すことになった。一円券、十円券については動乱後の物価上昇が影響して漸騰しており、十円

表 3-6 銀行券等製造金額調(2) (単位：百万円)

	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
券面金額				
十 銭	20.0	—	—	—
五十 銭	200.0	—	—	—
一 円	180.2	403.6	1,100.0	600.0
十 円	4,517.0	13,850.0	17,000.0	14,000.0
五十 円	—	—	5,000.0	7,000.0
百 円	105,784.2	—	—	19,000.0
五百 円	—	25,000.0	27,200.0	—
千 円	125,581.0	297,420.0	290,000.0	170,000.0
計	236,282.4	336,673.6	340,300.0	210,600.0
比率 %				
十 銭	0.01	—	—	—
五十 銭	0.09	—	—	—
一 円	0.08	0.12	0.32	0.29
十 円	1.91	4.11	5.00	6.65
五十 円	—	—	1.47	3.32
百 円	44.77	—	—	9.03
五百 円	—	7.43	7.99	—
千 円	53.15	88.34	85.22	80.72
計	100.00	100.00	100.00	100.00

出所：表3-6に同じ。

表 3-7 銀行券等製造単価調(3) (単位：銭)

	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
A 十 銭	9.77	—	—	—
五十 銭	14.50	—	—	—
A 一 円	19.86	22.86	29.20	31.97
A 十 円	36.74	35.11	43.50	47.52
B 五十 円	—	—	200.67	211.49
A 百 円	148.05	—	—	—
B 百 円	—	—	—	490.79
B 五百 円	—	385.08	402.04	—
B 千 円	417.26	414.00	440.84	475.63

出所：表3-6に同じ。

券は二二年度に五・二銭で作られたのが二七年度には四七・五銭を要した。しかしA券系列の各券の製造単価は比較的低廉であったが、B券系列の各券の単価は、凹版刷の回数を多くし紙質を改めたので、いずれも大幅に上昇して千円券は当初から四円を超え、五百円券も四円に近く、二七年度から発行された新しい百円券は五円近いものとなった。

第四章 印刷局行政の諸問題

第一節 銀行券以外の諸印刷物の印刷増大

印刷局における印刷の基本課題は銀行券の製造にあるといえようが、行政上の必要から印刷局においてそれを実施することが望ましい仕事があり、また占領行政という特殊事情がその要請を強めたものもある。官報、郵便はがき、郵便切手、収入印紙等の製造は、伝統的に印刷局が所掌した事務であり、戦後の過程では取引高税の印紙の印刷があり、また占領行政を端的に表示するものとして英文官報の作製があった。さらに新しい試みとして、お年玉つきの年賀はがきの印刷が始められ、印刷能力の余裕に応じて各種の記念切手の発行が手掛けられ、また印刷出版物についても、官庁関係のものは、なるべく印刷局によって印刷する方向がとられるようになった。これらのうちの二、三について多少の説明を加えよう。

(一) 郵便切手の製造

戦災による印刷能力の低下にもかかわらず、郵便切手は二様の理由から新種の製造が必要であった。一つは、図案

を戦時色から新時代に即したものに切り替えることであり、他の一つは、物価騰貴による郵便料金変更に応じた新切手の必要であった。後者のためには一部の新種追加でよいが、前者のためには全面的な改造が必要となった。そのために二一年以降三次にわたる改造計画が進められた。第一次では図案を一般から募集して、その入選作を中心に進められたが、平版印刷で無糊、無目打という粗末なものであった。第二次以降では糊付、目打ちつき、凸版のものも加えられ、表記文字、銘版がすべて左横書に改められる等の変更があったが、二三年以後の第三次の切手は二二年八月の司令部覚書によって、菊花紋章の使用が許されなくなったことによる改造であった。

なお郵便切手には、このような改造の必要による新切手の発行のほかに、新しい構想の盛り込まれたものの発行がある。その一つが産業図案切手で、他が各種の特殊切手である。産業図案切手は二三年一〇月以降一二種のもので発行されたが、戦後の再建に関連する諸産業に従事する人々を描いたものである。また特殊切手については、いわゆる記念切手のほかに国立公園、文化人、観光、趣味等のシリーズものが次々と発行され、戦後の切手収集趣味の復活に乗じて、二六年にはその頂点に達した。二一年一二月の郵便創始七五年記念を皮切りに記念切手の発行が始まり、二二年一月に切手趣味週間で北斎の富士が発行され、二三年一二月に年賀用の羽根をつく少女の緋色の切手が発行され、二四年三月に別府観光の発行があり、同四月に吉野熊野国立公園の発行があって、同一一月に野口英世の文化人切手が発行された。それらに続いて同系統の切手が多く発行され、戦後の切手ブームを作った。

(二) 年賀はがきの印刷

二四年一月、「お年玉つき郵便葉書の発売に関する法律」(法律第二二四号)によって、二円と三円の年賀はがきが発行されることになり、印刷局が寄付金つきの三円の葉書の印刷に当たった。戦後の乏しい生活環境で、このお年

玉つきの年賀葉書がもたらした明るさは、うるおいを求めている国民にとって大きな贈物であった。

(三) 英文官報の発行

二一年三月一五日、司令部の覚書によって、官報発行と同時に同内容の英文官報三〇〇部の司令部提出が指示された。官報英訳版は官報のすべてを英訳することが建前であるが、政府内部の協議で掲載事項の登載省略を定め、また作製に当たって民間諸機関の協力を得て、四月四日から印刷を始めた。掲載事項の省略については司令部からの指示で省略をとりやめたものもあったが、叙任辞令、彙報の一部の掲載は省略された。また国会の議事録も四月二〇日から英訳印刷された。

この官報英訳版は講和発効の二七年四月二八日まで続けられ、第一八二八号で打ち切られた。国会両院議事録英訳版は第一三国会衆議院第三七号、参議院第三四号で廃刊となった。

表 4-1 みつまた生産、印刷局購入事情推移

昭和年度	生産全国統計			印刷局購入	
	栽培面積 (ヘクタール)	収穫面積 (ヘクタール)	生産量 (トン)	購入量 (トン)	購入価格 (千円)
20	9,810	6,262	3,205	1,466.6	6,786
21	9,197	5,387	2,876	2,050.4	38,696
22	7,818	5,369	2,599	2,781.4	184,185
23	6,801	3,962	2,586	2,802.8	406,244
24	8,273	5,060	3,567	1,876.2	280,771
25	8,601	5,231	3,483	987.9	157,574
26	9,260	5,750	3,851	1,394.8	318,267
27	9,080	5,670	5,452	1,375.0	413,930

出所：『大蔵省印刷局史』, 548ページ。

第二節 みつまた需給問題

銀行券の製造に当たって不可欠の条件に「みつまた」の確保がある。わが国の銀行券はみつまたを用いることでの紙質の優良を誇ってきた。戦時の需要増大でみつまた以外の材料混入が増加したが、戦後の各種銀行券製造に当たって、その質の向上の要請はみつまたの確保に結びつく問題であった。

食糧の確保を至上命令として、酒の製造も抑制され、葉たばこの生産も進まない状況下で、価格の統制が加えられているみつまたの生産を確保することは容易ではなかった。戦前に一万七〇〇〇町歩にも及んだみつまたの栽培面積は、二〇年度以降一万町歩を割る状況となり、生産量も戦前は五〇〇〇〇トンを超えていたのが、戦後は三〇〇〇〇トン確保することが第一の課題であった。このみつまた生産量のすべてを印刷局が購入するのではないが、より多くを購入することが問題であった。

戦時中は「三極楮等統制規則」(昭和一六年農林省令第二号)によって、日本原麻株式会社から一元的にみつまたを購入していたが、同令が二〇年一〇月に廃止され、同社が全国農業会に統合されたので、印刷局は全国農業会と購入契約をすることになった。しかし、全国農業会のみつまた集荷成績が不振であったので、みつまた不足打開のため全国農業会との契約を廃して、二一年三月以降はみつまた生産の指導に当たっている高知、愛媛、徳島等一五県の知事と直接購入契約をすることに改めて、集荷の確保を図った。これに合わせて、みつまた生産者に対して契約数量の約七

〇%相当の前渡金制度を実施するなどして、生産意欲を刺激し、さらに生産者の希望する作業衣、地下足袋、労務加配米等の特別配給にとめた。また生産、集荷の連絡を緊密にするために二二年六月に製紙部岡山出張所を設け、さらに二四年一月に岡山、高知、池田各出張事務所を置き、同四月に出雲、松山各出張事務所を置いた。これらの措置にもかかわらず、みつまたの生産量、印刷局購入量の増大は思わしくなかった。

二四年度の初めに「指定農林物資集荷割当規則」の制定実施が計画されたので、従来の県庁とのみつまた契約を廃止して、みつまた生産、加工組合、県経済農業協同組合連合会との供給契約に改め、既述の前渡金制度も廃止したが、計画の同割当規則が廃案となったので、同年一二月に庁納みつまたの生産、集荷等に協力する「庁納みつまた生産協力会」を設立して、みつまたの確保を図ることとした。同協力会は岡山、島根、愛媛、高知、徳島、静岡の六県庁と生産、集荷団体の代表者等によって設立されたが、さらに二五年五月にこの六県の加工組合員で構成する「全国庁納みつまた加工組合連合会」も設立された。

しかしながら、二五年の朝鮮動乱によって経済情勢が変化して民間需要が増大し、また八月にみつまた統制販売価格が廃止されたことも重なって、みつまたの価格が上昇し、みつまたの集荷が困難となり、二五年度の購入実績は低下した。二六年度以降はこの市価の変動に即したみつまた購入価格の決定を図った。

第三節 印刷局機構の変遷

昭和二一年三月の機構改革で体制固めをしたのち、印刷局の業務は占領行政の要請で多面に及んだが、組織にはほとんど手がつけられず、各課内の掛の改廃はしばしば行なわれたが、課以上の組織としては、二一年九月に大手町工場を市ヶ谷工場と改称し、二三年四月に青年修練所を教習所に改め、二三年七月に印刷局病院規程を定めて、東京病院、酒匂病院の組織を明確にした程度にとどめられた。しかしこれらの措置で業務内容の急変に十分に処しえたわけではない。二二年度からは特別会計の制度も変わり、新しい事業体制への順応の必要は強まっていた。そこで二四年六月の大蔵省設置法施行による印刷局の独立、印刷庁設置に処して、本庁をはじめ各工場の組織も大幅に改められた。印刷庁の機構の説明は、それ自体単独に行なって十分に組織内容を明らかにするほどの意味があるが、二一年以降の問題展開に即した新しい機構であるという意味で、できるかぎり印刷局の組織との比較により説明しよう。

第3節 印刷局機構の変遷

印刷庁全体の組織配置は変わっていないが、本庁、研究所、滝野川工場、酒匂工場、静岡工場、彦根工場、市ヶ谷工場、王子工場、西大寺工場、武生工場、教習所、東京病院、酒匂病院のほかに、岡山、出雲、松山、高知、池田の五出張所が明示された。本庁、各工場等の組織変更をみよう。

本庁は従来の局長官房の庶務課と業務、製紙、労務、経理の四部組織が、長官官房と業務、製造の二部組織に圧縮された。業務部に次長を置いて、業務部長に行政権限を集めていた組織を、長官官房に中心を移す体制として、長官

官房に総務、職員の二課を置き、業務部は経理部の二課を吸収し、旧組織を整理して従来の名称の官報、資材、会計課のほか業務、みつまたの二課を置いて五課とし、製造部は製紙部と業務部の証券、図書、監理各課の関係事務を引き継いで印刷、製紙、施設の三課とした。業務部の事務は長官官房で吸収した。

この結果を事務分掌で示すと、次のようになる。長官官房の総務課の事務分掌は広いが、造幣庁の総務課よりは多少狭く、多くの事務を職員課に譲っている。職員課で給与、職階、安全、能率、教養、訓練等を分掌し、労務部の事務を吸収した。業務部では業務課は印刷物の受注、原価計算、刊行物発行、用紙類計画、工場管理等を分掌し、官報課は官報についての諸事務を、資材課は物資調達、物品管理、不用財産処分を、みつまた課はみつまたについての諸事務を、会計課は予算決算事務、国有財産管理等をそれぞれ所掌事務とした。製造部の印刷課は証券類についての作業計画、工場監督、工場能率調査等の事務を、製紙課は用紙類についての同様の事務を、施設課は機械の設備計画、修理と営繕を分掌した。

八工場についての分課をみると、本庁の組織を圧縮したのに対して、むしろ課を増して機能分担を明確にした。武生工場を除いて各工場に庶務課のほか会計課を置いて、会計、倉庫、営繕の掛を配した。この二課以外に滝野川工場では彫刻、材料、印刷、検査、郵券の各課を置いて七課として一課増、酒匂工場では印刷、検査、紙料、抄造の各課を置いて六課として三課増、静岡、彦根両工場では印刷課、検査課を置いて四課として二課増、市ヶ谷工場では官報印刷、活版の各課を置いて四課として二課増、王子工場では、紙料、抄造の各課を置いて四課として一課増、西大寺工場でも紙料、抄造の各課を置いて四課として二課増とした。武生工場だけは課の増設はなく、庶務、抄造の二課とした。各工場の機構拡充は、生産調整期を迎えて技術蓄積と良質銀行券製造の方向に転ずる印刷庁の業務事情を示

すものであり、行政整理によって機構整備が進められた安定経済体制のもとで、きわだった例外を示していた。滝野川工場と酒匂工場には次長を置くことにした。

二六年一二月に静岡工場の診療所を廃して付属病院としたほか、場外作業打切りに伴って二六年度かぎり武生工場を廃止した。

第四節 印刷局特別会計の制度改正と同特別会計収支の推移

印刷局特別会計は作業会計法により、専売局特別会計、海軍火薬廠特別会計、海軍燃料廠特別会計とともに、他の特別会計とは異なった会計処理をしてきた。すなわち、事業経営のために固定資本と据置運転資本を置き、作業上の収入等を作業の費用にあてることとして、作業機関としての経理方法をとった。終戦によって軍関係の特別会計が廃止され、作業会計法による特別会計は専売と印刷の二者となったが、二二年の日本国憲法の施行、財政法の公布に即して、作業会計法も改正され、いわゆる発生主義を基本とする会計に改められて、「専売局及び印刷局特別会計法」となった。同法改正の詳細は後に譲るが、二二年度以降は、特別会計の収支勘定のほかに「損益計算書」「貸借対照表」「財産目録」の作成が義務づけられた。なお二四年六月の日本専売公社発足によって同特別会計法は「印刷局特別会計法」に改められたが、題名変更にとどまった。

しかし二四年五月には「専売局特別会計印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」(法律第六四号)が制定され、特別会計の益金制度が大きく変更された。従来の純益金総額を一般会計に納付する扱いでは、作業資産の増加を伴う事業収入による投資がある場合は、益金が現金化していないので、益金納付のために一時的な借入金を要した。これは固定資産投資の場合、減価償却額を上回るときも同様であった。また年度当初に原材料手当等に多額の資金を要するときは、この一時借入金と重なって事業運営の支障となつて

表 4-2 印刷局特別会計推移(決算)

(単位：千円)

	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
作業収入	316,536	563,354	1,527,819	2,971,098	3,386,275	3,176,688	3,935,500	4,242,475
雑収入	4,048	837	33,775	64,322	155,839	61,800	59,812	84,146
借入金	—	—	—	1,250,000	—	—	—	—
一般会計受入金	—	—	—	—	800,000	—	—	—
歳入合計	320,584	564,191	1,561,593	4,285,420	4,342,113	3,238,488	3,995,312	4,326,621
事業費	144,803	554,512	1,323,613	3,479,095	3,232,302	2,762,860	3,704,930	4,086,415
内)諸給	22,429	92,178	142,025	123,768	853,383	1,002,572	1,309,754	1,565,191
作業料	18,815	58,036	182,150	607,312	468,711	635,392	710,272	790,346
原材	21,561	107,554	427,799	1,101,635	619,738	844,656	1,299,801	1,177,604
場外	81,832	295,832	507,219	1,358,252	849,131	156,777	178,407	155,557
施設	—	—	59,517	53,918	236,389	39,921	100,154	160,502
補助	—	—	828	87,516	67,759	3,591	2,782	3,499
共済	—	—	1,833	25,654	62,491	65,934	86,453	101,895
他	59	67	80	7,197	892,281	174,690	263,989	11,482
内)国債整理基金繰入	—	—	—	7,029	890,362	169,591	258,919	—
諸支出	1,445	8,359	183,422	635,976	—	—	—	—
内)臨時諸手当	1,443	8,359	183,422	635,936	—	—	—	—
歳出合計	146,308	562,938	1,507,115	4,122,268	4,124,583	2,937,550	3,968,918	4,097,896

出所：各年度決算。事業費の内訳については、各項目間の整理をしたので原資料とは計数表示が異なる。

表 4-3 大蔵省印刷局損益計算推移

(単位：千円)

	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
損失						
仕掛品引渡	—	—	—	2,166,464	2,575,970	2,782,873
製造経費	1,067,744	4,221,528	3,220,587	1,252,274	1,744,790	2,115,224
場外作業費	—	—	—	154,780	181,805	152,166
事業経費	—	424,651	542,682	404,817	376,430	378,861
消耗損失	—	—	—	69,480	48,112	102,475
減価償却費	38,090	42,917	52,061	64,995	78,783	93,944
固定資産経費	—	—	—	—	—	14,854
固定資産引渡	—	—	—	1,227	5,662	2,979
価格改定減	—	43	—	2,287	3,734	31,224
支出未済金	444,442	—	—	—	—	—
前受	—	242,557	347,744	63,243	112,313	75,786
雑損	—	—	—	—	—	—
純益金	78,256	284,159	504,553	521,782	562,134	301,505
合計	1,628,533	5,215,856	4,667,626	4,701,349	5,689,733	6,051,892
利益						
生産受入	1,561,593	4,603,485	4,180,842	4,189,032	5,053,322	5,433,855
先渡差益	—	23,644	57,349	365,636	460,679	439,601
雑収入	—	—	—	86,538	90,348	117,245
固定資産受入	—	—	—	1,097	14,771	4,960
減価償却戻	—	—	1,664	545	1,355	1,773
引当金繰戻	—	—	—	—	—	—
価格改定増	—	232,745	63,758	3,348	37,554	38,664
収入未済金	66,939	—	—	—	—	—
前払	—	355,982	364,012	55,153	31,703	15,793
雑益	—	—	—	—	—	—
合計	1,628,533	5,215,856	4,667,626	4,701,349	5,689,733	6,051,892

出所：表4-2に同じ。

表 4-4 大蔵省印刷局貸借対照表推移

(単位：千円)

種目	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
借方						
固定資産	152,880	558,300	776,432	936,787	1,097,128	1,355,285
土地建物	36,405	54,451	59,630	59,690	59,678	63,543
建物	46,008	172,313	233,344	279,195	321,313	430,187
機械器具	13,481	49,146	69,748	104,383	123,697	197,826
作業用資産	371,906	1,003,285	413,711	490,356	570,346	662,946
流動資産	239,290	256,828	979,621	940,400	1,092,987	1,010,435
国内国庫	104,464	189,359	301,292	549,359	354,249	419,907
合計	764,076	1,818,413	2,057,345	2,426,545	2,544,364	2,785,626
貸方						
自己資本	126,118	154,622	1,005,018	1,574,021	1,772,583	2,177,680
固有資産	88,027	88,027	888,027	1,392,580	1,513,714	1,826,642
減価償却引当金	38,090	66,594	116,991	181,441	258,869	351,038
借入金	—	1,250,000	405,000	248,000	—	—
負債	559,702	129,632	142,775	82,743	209,648	306,442
未納付益金	—	—	—	—	99,711	222,522
純益金	78,256	284,159	504,553	521,782	562,134	301,505
合計	764,076	1,818,413	2,057,345	2,426,545	2,544,364	2,785,626

出所：表4-2に同じ。表作成のため各年度の勘定種目に手を加えたところがある。

いた。そこでこの改正によって資産増加等の場合はその金額を固有資本に繰り入れることにし、年度当初の資金繁忙の場合は未納付益金として繰り延べることが許されることになった。

さて、このような会計制度上の改正にあわせて、終戦後の印刷局特別会計の運営がどのような経緯をたどったかを概観しよう。すでに銀行券製造について詳細に記したので、印刷局の作業の経緯の概要は明らかになったと思われるが、その始末を各年度ごとの勘定によってみると、表4-2と表4-4が得られる。

作業収入の年々の増大は主として戦後の諸物価高騰に伴う銀行券等の単価増大によるものであり、二四年度以降には大きな増加はない。この間二三年度には巨額の借入金が生計上された。二二年度の一二億五〇〇〇万円は運転資金充当八億円、事業設備費充当四億五〇〇〇万円である。二四年度には運転資金充当相当額を一般会計から受け入れ、それを国債整理基金に繰り入れた。また四億五〇〇〇万円についても二四年度以降三年度にわたって国債整理基金に繰り入れた。

これらの資金借入れが必要となった事情等を歳出についてみると、戦後の給与の増大、作業費、原材料費の高騰、それと民間諸会社に印刷を委託した場合外作業費の増大とにその要因をみることができ、二三年度までは場外作業費が歳出の半ばに近い高い比率を占め、二四年度以降でようやくその比率が低減した。一方原材料費の急騰も歳出増加の強い要因となった。二四、二五年度の原材料費の減少は単価の低落ではなく、むしろみつまた確保が困難であった結果を示すものである。そして二三年度まで臨時の諸手当でようやく給与が補填され、二四年度以降は経済安定後の給与体制によって諸給与が支出されたが、急速な待遇改善が、歳出中の給与費の比率を高め、給与費も歳出増大の強い力となった。